

金山町地域防災計画

資料編

—目次—

資料1	金山町防災会議条例	1
資料2	金山町防災会議委員名簿	3
資料3	金山町災害対策本部条例	4
資料4	金山町災害弔慰金の支給等に関する条例	5
資料5	金山町行政情報放送施設の設置及び管理に関する条例	9
資料6	山形県広域消防相互応援協定	10
資料7	山形県消防広域応援隊に関する覚書	12
資料8	山形県消防防災ヘリコプター応援協定	14
資料9	山形県災害報告取扱要領	16
資料10	応急仮設住宅建設予定場所	33
資料11	気象庁震度階級関連解説表	34
資料12	防災関係機関連絡一覧	39
資料13	自主防災組織の状況	41
資料14	災害危険箇所	42
資料15	災害時の広報文例	49
資料16	報道機関	62
資料17	避難場所	62
資料18	避難所	62
資料19	町内の社会福祉施設	64
資料20	水道施設の状況	65
資料21	応急給水器材	65
資料22	臨時ヘリポート（発着可能場所）	65
資料23	ヘリポート設置基準	66
資料24	緊急通行車両標章	67
資料25	県管理水位観測所	67
資料26	大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定	68
資料27	大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定の運用について	70
資料28	町内地震観測機器設置場所	73
資料29	災害救助に関する金山町長と新庄市最上郡医師会会長との協定書	73
資料30	災害時の情報交換に関する協定	75
資料31	災害時における一般廃棄物の収集運搬等に関する協定	77
資料32	日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」	81
資料33	災害時等における物資調達に関する協定書（東北カートン(株)）	84
資料34	災害時等における応急対策活動に関する協定書（もがみ北部商工会工業部会金山支部）	86
資料35	千葉県我孫子市及び山形県金山町災害時相互応援協定書	88
資料36	金山町消防団協力事業所表示制度実施要綱	90
資料37	災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定書	92
資料38	災害時における福祉避難所指定等に関する協定書	94
資料39	災害時における応急対策用燃料（液化石油ガス）等の供給応援に関する協定書	96
資料40	災害時の協力に関する協定書	98

資料41	災害発生時の対応と平常時における高齢者等見守り活動の相互協力及び道路損傷等発見時の対応に関する協定.....	99
資料42	災害に係る情報発信等に関する協定.....	102
資料43	災害時等における無人航空機の運用に関する協定(星川建設株式会社).....	104
資料44	災害時等における無人航空機の運用に関する協定(白岩土木建築株式会社).....	107
資料45	災害時等における無人航空機の運用に関する協定(有限会社星輪).....	110
資料46	災害時における飲料水の提供に関する協定.....	113
資料47	災害時等における電動車両及び給電装置に関する協力協定.....	115
資料48	災害時における燃料供給等に関する協定.....	118
資料49	重要凶悪事件等発生時における行政情報放送の活用に関する協定書.....	120
資料50	大規模水害時等における金山町上台地区住民等の広域一時滞在に関する覚書.....	121
資料51	避難路一覧(町道).....	122

資料1 金山町防災会議条例

昭和38年3月20日
条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、金山町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 金山町防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充て、その定数は、それぞれ当該各号のとおりとする。
 - (1) 町長が指定する関係指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者1名
 - (2) 山形県の職員のうちから町長が任命する者4名以内
 - (3) 町の区域の全部又は一部を管轄する警察の職員のうちから町長が任命する者2名
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者4名以内
 - (5) 町の教育委員会の教育長1名
 - (6) 町の消防団長及び最上広域市町村圏事務組合消防長2名
 - (7) 町長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関の職員から町長が任命する者7名以内
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者2名以内
- 6 前項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山形県の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当る。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (昭和39年3月16日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年7月31日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年9月22日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月15日条例第3号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月11日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料2 金山町防災会議委員名簿

会長 金山町長

区 分	委 員	
	職 名	定 数
1号委員	東北森林管理局山形森林管理署最上支署長	1名
2号委員	山形県最上総合支庁総務企画部長	4名以内
	山形県最上総合支庁建設部長	
	山形県最上保健所長	
3号委員	新庄警察署長	2名以内
	新庄警察署金山駐在所長	
4号委員	金山町副町長	4名以内
	金山町総務課長	
	金山町健康福祉課長	
	町立金山診療所長	
5号委員	金山町教育長	1名
6号委員	金山町消防団長	2名
	最上広域市町村圏事務組合消防本部消防長	
7号委員	東北電力ネットワーク株式会社新庄電力センター所長	7名以内
	山交バス株式会社新庄営業所長	
	東日本電信電話株式会社山形支店山形災害対策室長	
	金山郵便局長	
	新庄河川事務所長	
	新庄国道維持出張所長	
8号委員	十日町地区自主防災会	2名以内
	金山町議会議長	

資料3 金山町災害対策本部条例

昭和38年3月20日
条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、金山町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命をうけ、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に、部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月11日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料4 金山町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年8月26日

条例第24号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準じ、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対し災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し災害援護資金の貸付けを行い、町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民とは、災害により被害を受けた当時、当町の区域内に住所を有していた者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 金山町は、町民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡の当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては

5,000,000円とし、その他の場合にあつては2,500,000円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にあつた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合は支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかつたこと、その他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 金山町は町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当りの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかつた当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては2,500,000円とし、その他の場合にあつては1,250,000円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 金山町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1箇月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合1,500,000円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合2,500,000円
 - ウ 住居が半壊した場合2,700,000円
 - エ 住居が全壊した場合3,500,000円

(2) 世帯主の負傷がなく、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 1,500,000円

イ 住居が半壊した場合 1,700,000円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 2,500,000円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 3,500,000円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率は延滞の場合を除き、年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

第5章 補則

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年8月1日から適用する。

附 則(昭和50年8月25日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年8月1日から適用する。

附 則(昭和52年6月21日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し改正後の第5条及び第10条の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則(昭和53年6月23日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附 則(昭和56年10月1日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和57年12月25日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(平成6年3月15日条例第8号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月13日条例第10号)

この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

資料5 金山町行政情報放送施設の設置及び管理に関する条例

平成22年11月29日
条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、町内の防災及び行政上の各種情報の伝達並びに相互連絡を行うため、金山町行政情報放送施設(以下「放送施設」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設の名称及び規模)

第2条 放送施設の名称及び施設の規模は、次のとおりとする。

- (1) 名称金山町行政情報放送施設
- (2) 規模センター局1局
地区局35局

(管理運用)

第3条 町長は、有線電気通信法(昭和28年法律第96号)その他関係法令等に定めるもののほか管理運用について必要な事項を定め、適切な管理運用を行わなければならない。

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、放送施設の運用開始から適用する。

(金山町情報連絡無線放送施設設置及び管理等に関する条例の廃止)

2 金山町情報連絡無線放送施設設置及び管理等に関する条例(昭和55年金山町条例第9号)は、廃止する。

資料6 山形県広域消防相互応援協定

(目的)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づいて、山形県下市町村及び消防の一部事務組合(以下「市町村等」という。)は、次の条項により、消防相互応援に関して協定を締結し、火災、その他の災害(以下「災害」という。)の発生に際し、市町村等相互間の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止し、もって安寧秩序を保持することを目的とする。

(応援の区分)

第2条 前条の目的を達成するため、市町村等は、次に掲げる区分によって、消防隊、救急隊、その他必要な人員、機器資材(以下「応援隊等」という。)を相互に出動させ、若しくは調達して応援活動させるものとする。

(1) 普及応援

隣接市町村の境界周辺部で火災が発生した場合に、発生地の市町村長の要請をまたずに出動する応援

(2) 特別応援

市町村の区域内に災害が発生した場合で、発生地の市町村長の要請に基づいて他の市町村等の長が応援隊等により行う応援

(特別応援要請)

第3条 特別応援の要請は、次に掲げる事項をできる限り明らかにし、とりあえず電話、その他の方法により要請し、事後においてすみやかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を要請する応援隊等の種類及び数
- (3) 活動内容及び集結地
- (4) 現地総指揮者及び誘導員の氏名
- (5) その他必要事項

(応援隊等の派遣)

第4条 応援隊等の派遣は、次の各号により、当該市町村等区域内の警備に支障のない範囲においてただちに行うものとする。

- (1) 普通応援は、原則として1隊(消防ポンプ自動車1台)とする。ただし火災の規模が大であると認められるときは、適宜応援隊を増強するものとする。
 - (2) 特別応援は、市町村等の長が要請内容、保有消防力等を検討のうえ応援隊等の規模を決定するものとする。
- 2 応援市町村等の長は、応援隊等を派遣するときは、その長及び規模、出発時刻、集結地到着予定時刻、その他必要事項を受援市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮等)

第5条 応援出動した応援隊は、受援地の現地本部総指揮者の指揮のもとに行動するものとする。

2 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

第6条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現地本部総指揮者に報告するものとする。

(図面の備え付)

第7条 現地本部には、防火水そう、道路、主要官公庁建物及び危険地帯(危険物製造所、同貯蔵所等)を明示した図面を備えなければならない。

(経費の負担)

第8条 応援に要する経費等は、次によるものとする。

- (1) 応援のために要した燃料、機械器具の小破損修理及び被服の補修等経費は応援を行った市町村等の負担とする。ただし、機器資材等で要請により調達し、若しくは立替えたもの及び応援活動が長時間にわたり補食を要した場合は、応援を受けた市町村等において現物により又は経費を負担してこれを行うものとする。
- (2) 応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った市町村等の負担とする。
ただし、災害地において行った救急治療の経費は、応援を受けた市町村等の負担とする。
- (3) 応援隊員が応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、応援を受けた市町村等がその賠償の責に任ずる。ただし、災害地への出勤若しくは帰路途中において発生したものについては、この限りでない。
- (4) 応援出動手当は、応援を行った市町村等の負担とする。
- (5) 前各号以外の経費の負担については、関係市町村等の間においてその都度協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、協議のうえ決定するものとする。

(改廃)

第10条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(効力の発生及び旧協定の廃止)

第11条 この協定は、昭和53年4月1日から効力を発生するものとし、現在締結している県内市町村等間の相互応援協定は、本協定効力発生の日をもって廃止するものとする。

この協定を証するため、本書49通を作成し、記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

昭和53年3月10日

協定者

市町村長等氏名印

(連署)

資料7 山形県消防広域応援隊に関する覚書

(目的)

第1条 大規模若しくは特殊な災害が発生した場合、山形県広域消防相互応援協定書に基づく消防隊、救急隊等の応援を効果的かつ迅速に行うため、山形県下の消防本部は、「山形県消防広域応援隊」(以下「広域応援隊」という。)を編成する。

(広域応援隊の編成)

第2条 広域応援隊は、指揮支援隊、消火隊、救急隊、科学隊、特殊隊、後方支援隊により編成する。

2 指揮支援隊は、現地本部総指揮者の支援を行うものとし、山形県消防長会会長・副会長消防本部(以下「正副会長消防本部」という。)があたる。

3 各消防本部ごとの応援隊、応援資機材は別に定める。

(情報連絡体制)

第3条 応援を円滑に行うため、予め情報連絡窓口を定め、連絡調整は正副会長消防本部が行う。

(訓練)

第4条 広域応援隊による災害時の活動が円滑に行われるよう山形県総合防災訓練等で随時訓練を行う。

(調整会議)

第5条 広域応援隊の円滑な運用を図るため、適宜調整会議等を開催する。

2 平常時の連絡調整を行う消防本部は次のとおりとする。

(1) 代表幹事山形県消防長会会長消防本部

(2) 幹事同副会長消防本部

(その他)

第6条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。

この覚書の確実を期するため、山形県生活福祉部長を立会人として覚書を締結し、本書16通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成7年11月14日

覚書書

消防長氏名印

(15消防長連署)

立会人山形県生活福祉部長氏名印

(第2条第3項関係)

応援隊数

消防本部名	応援隊の種類	応援隊数	指揮支援隊	消火隊	救急隊	救助隊	化学隊	特殊隊	後方支援隊
山形市		7	1	1	1	1	1	1	1
上山市		1		1					
天童市		1		1					
西村山広域行政事務組合		3		1		1			1
村山市		3		1	1	1			
東根市		1		1					
尾花沢市		1		1					
最上広域市町村圏事務組合		4		1	1			1	1
米沢市		5	1	1	1		1		1
南陽市		3		1			1		1
高畠市		1		1					
川西市		1		1					
西置賜行政組合		4		1	1	1			1
鶴岡地区消防事務組合		5	1	1	1	1			1
酒田地区消防組合		4		1	1		1		1
合計		44	3	15	7	5	4	2	8

資料8 山形県消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、山形県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、山形県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町村等が消防防災ヘリの応援を求めることができる地域は、市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号の一に該当し、消防防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、山形県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において消防防災ヘリによる活動が最も有効と判断される場合

(消防防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認のうえ、山形県生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課のうち消防防災ヘリコプター基地に駐在し、消防防災業務に従事する職員（以下「消防防災航空隊員」という。）を派遣するものとする。

(消防防災航空隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合においては、災害現場における消防防災航空隊員の指揮は、要請市町村等の長が定める災害現場の最高責任者が行うものとする。この場合において、消防防災ヘリに搭乗している運航責任者が消防防災ヘリに重大な支障があると認めたときは、その旨現場の最高責任者に通告するものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき消防防災航空隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から消防防災航空隊員を派遣している市町村等の長に対し、山形県広域消防相互応援協定（昭和53年3月10日締結。以下「相互応援協定」という。）第2条第2項の規定による応援要請があったものとみなす。

(運行経費の負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する運航経費の負担は、山形県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第8条の規定にかかわらず、山形県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この規定に定めがない事項は、山形県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成10年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書50通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

平成10年4月1日

記名押印〔略〕

資料9 山形県災害報告取扱要領

1 趣旨

この要領は、市町村長が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条第1項、消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条の規定に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第245号）及び山形県災害救助法施行細則（昭和35年県規則第4号）第1条によりなすべき災害報告について、統一した形式及び方法を定めるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、災害対策基本法第2条第1項第1号に定める災害をいう。

3 災害の報告

市町村長は、当該市町村の区域内において災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において総合支庁長を経由のうえ知事に報告するものとする。

ただし、総合支庁長に報告できない場合にあっては知事に、知事に報告できない場合にあっては内閣総理大臣（総務省消防庁）に、一時的に報告先を変更するものとする。この場合において、連絡がとれるようになった後は、原則どおり報告するものとする。

なお、報告の方法は、防災行政無線電話、ファクシミリ等によるものとする。

4 報告の種類

(1) 報告の種類及び様式は次の表のとおりとする。

報告の種類	様式	摘要
災害速報	第1号	災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した被害（状況）が把握できないとき
災害情報	第2号～第13号	災害が発生したとき
災害中間報告	第14号	
災害確定報告		
災害年報	第15号	毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年1月31日現在で明らかになったものとする

(2) 報告の提出期限は次のとおりとする。

- ア 災害速報等 即時
- イ 災害情報 即時及び被害状況・対応状況の変動に伴い順次
- ウ 災害中間報告 防災危機管理課が指示するとき以降順次
- エ 災害確定報告 応急対策を終了した後10日以内
- オ 災害年報 2月15日

5 記入要領

各様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

(1) 人的被害

ア 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。

イ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

ウ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。

エ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

(2) 住家被害

- ア 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- イ 「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別居であれば2世帯とし、寄宿舎、下宿、これに類する施設に宿泊し、共同生活を営んでいるものは原則として1世帯とする。
- ウ 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚しく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- エ 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的には損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- オ 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- カ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- キ 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

(3) 非住家被害

- ア 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- イ 「公共建物」とは、例えば官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- ウ 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫、納屋等の建物とする。
- エ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

(4) その他

- ア 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- イ 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- ウ 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- エ 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- オ 「病院」とは、医療法(昭和23年法律第20号)第1条に規定する病院及び診療所とする。
- カ 「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- キ 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- ク 「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿

岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

ケ 「港湾」とは、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

コ 「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

サ 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

シ 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

ス 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

セ 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数とする。

ソ 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

タ 「電気」とは、災害により停電した戸数とする。

チ 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数とする。

ツ 「水道」「電話」「電気」及び「ガス」について、災害中間報告にあたっては、報告の時点で判明している最新の数値を記入するものとし、災害確定報告にあたっては、被害の最大値を記入するものとする。

テ 「ブロック塀等」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

ト 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

ナ 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

ニ 「地すべり」とは、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第1項に規定する現象をいうものとする。

ヌ 「崖くずれ」とは、がけ地の崩壊をいうものとする。

ネ 「土石流」とは、河床勾配が1/20以上の溪流において、水を含んだ土砂等が下流へ移動する現象をいうものとする。

(5) 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

(6) 被害金額

ア 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

イ 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

ウ 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設を言い、具体的には、河川、海岸、砂防施設、隣地後輩防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

エ 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

オ 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。

- カ 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
- キ 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
- ク 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚具、漁船等の被害とする。
- ケ 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
- コ 「商工建物被害」とは、商店、工場等の被害とする。住宅と併用の場合は、住宅部分を除いた被害額とする。
- サ 「鉄道施設被害」とは、鉄道施設の被害とする。
- シ 「電信電話施設被害」とは、電信電話施設の被害とする。
- ス 「電力施設被害」とは、電力施設の被害とする。
- セ この要領において「被害額」とは原則として、施設等被害については、その施設等の再取得価格、又は復旧額、生産物被害については時価とする。

附 則

この要領は、昭和53年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、昭和57年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年9月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月9日から施行する。

様式第1号

災 害 速 報 (月日時分現在)	
発信機関及び発信者	
発信機関及び受信者	
災 害 原 因	
災害発生(予測)年月日	年月日時
災 害 発 生 場 所	(市、町、村)
災 害 の 概 況 及 び 応 急 対 策 の 状 況	

(注) : 被害発生場所を5万分の1の図面に×印で付し (A4又はA3の部分図、以下の様式も同)併せてファクシミリで送付すること。

人 的 被 害 情 報

報告先：報告機関名：No.

年月日 () : 現在

整理 番号	被害の態様	被害発生 の場所	被害発生		被災者氏名 生年月日 被災者住所	被害の原因	備考
			月	日			
			時	分			

(注) 1 被害の態様の欄には、「5 記入要領」に準じ、死亡、行方不明、重傷、軽傷の別を記入すること。

2 被害発生の場所の欄には、可能な範囲で、地番まで記入すること。

3 備考の欄には、その他参考となる事項等を記入すること。

様式第3号

住家・非住家被害情報

報告先：報告機関名：No.

年月日（ ）：現在

1 住家被害

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		被害内容 世帯主名 世帯数 人数	被害の原因	復旧		備 考
			月 時	日 分			月 時	日 分	

2 非住家被害

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		被害内容	被害の原因	復旧		備 考
			月 時	日 分			月 時	日 分	

(注) 1 被害の態様の欄には、「5 記入要領」に準じ、全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水等の別を記入すること。

2 場所の欄には、可能な範囲で、地番まで記入すること。

3 「1 住家被害」の被害内容の欄には世帯主名、世帯数及び人数を記入すること。

ただし、世帯主名、世帯数及び人数については、後日改めて報告することで構わない。

4 復旧の欄は、床上浸水、床下浸水の場合に記入することとし、見込の場合は見込と記入すること。

5 備考の欄には、住家被害の場合は住民の被害の有無等を、非住家被害の場合は被害が生じた建物名等を記入すること（避難状況については、様式第4号に記入すること）。

住 民 避 難 情 報

報告先：報告機関名：No.

年月日 ()：現在

整理 番号	住民避難 の 原 因	場 所	避難開始		住 民 避 難 の 内 容	避 難 先	避難解消		備 考
			月 時	日 分			月 時	日 分	
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				

- (注) 1 住民避難の原因の欄には、道路規制、土砂災害（崖くずれ、地すべり、土石流等）、住家被害（全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水等）等の別を記入すること。
- 2 場所の欄には、可能な範囲で、地番まで記入すること。
- 3 住民避難の内容の欄には、避難した世帯数、人数等も記入すること。
- 4 避難先の欄には、何々地内、施設名等まで記入すること。
- 5 避難解消の欄には、見込の場合は見込と記入すること。
- 6 備考の欄には、避難勧告等の発令、解除を記入すること。
- 7 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

様式第5号

道 路 規 制 情 報

報告先：報告機関名：No.

年月日 ()：現在

整理 番号	路線名 (道路名)	区間・場所	規制理由	規制開始		規制内容	迂回路	規制解除		備考
				月	日			月	日	
				時	分			時	分	
							有・無			
							有・無			
							有・無			
							有・無			
							有・無			
							有・無			
							有・無			
							有・無			
							有・無			
							有・無			

- (注) 1 道路そのものの被害が生じていなくとも、冠水、事前規制等により、道路が規制されている場合にも記入すること。
- 2 路線名の欄には、一般国道、主要地方道、一般県道、市町村道等の別も記入すること。
- 3 区間・場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
- 4 規制理由の欄には、土砂崩れ、路肩欠所、道路亀裂、落石、冠水、事前規制等の別を記入すること。
- 5 規制内容の欄には、全面通行止め、片側交互通行、重量制限等の別を記入すること。
- 6 迂回路の欄には、有無に○をつけ、有に○の場合は具体的な路線名を記入し、無に○の場合は備考の欄に道路不通等による孤立化の状況を記入すること。
- 7 規制解除の欄には、予定の場合は予定と記入すること。
- 8 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

河 川 被 害 情 報

報告先：報告機関名：No.

年月日 ()：現在

整理 番号	河川名	場所	被害発生		被害内容	数量	備考
			月	日			
			時	分			

(注) 1 河川名の欄には、一級河川（国管理）、一級河川（県管理）、二級河川、準用河川等の別も記入すること。

2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。

3 被害内容の欄には、堤防決壊、護岸欠所、法面欠所等の別を記入すること。

4 数量の欄には、延長（m）、面積（㎡）、土量（m³）、等を記入すること。

5 備考の欄には、水防団の出動状況、住民の避難の有無等を記入すること（避難状況については、様式第4号に記入すること）。

6 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

土 砂 災 害 情 報

報告先：報告機関名：No.

年月日 ()：現在

整理 番号	災害の態様	場所	災害発生		災害内容	住 民 の 避難状況	備考
			月	日			
			時	分			

- (注) 1 災害の態様の欄には、崖くずれ、地すべり、土石流等の別を記入すること。
 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
 3 災害内容の欄には、災害の規模等を記入すること。
 4 住民の避難状況の欄には、住民の避難の有無等を記入し、避難状況については、様式第4号に記入すること。
 5 様式第5号に記入した分については除くこと。
 6 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

ライフライン被害情報

報告先：報告機関名：No.

年月日 ()：現在

整理番号	ライフラインの種別	場所	被害発生		被害内容	復旧		備考
			月	日		月	日	
			時	分		時	分	

(注) 1 ライフラインの種別の欄には、水道、電話、電気等の別を記入すること。

2 場所の欄には、断水、送電不能、停電等の地域を記入すること。

3 被害内容の欄には、被害が生じた世帯数を記入すること。

4 復旧の欄には、見込の場合は見込と記入すること。

5 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

その他被害情報(関係)

報告先：報告機関名：No.

年月日 ()：現在

整理 番号	被害の態様	場所	被害発生		被害内容	被害の原因	備考
			月	日			
			時	分			

(注) 1 本葉は、農林、鉄道、文教施設の被害等について記入すること。

2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。

3 備考の欄には、応急対策の状況等を記入すること。

4 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

生活救援関係情報

報告先：報告機関名：No.

年月日（ ）：現在

整理番号	避難施設名	場所	避難者数	避難者内訳	食料、飲料水、生活必需品等の不足状況
			人		

(注) 1 避難者内訳の欄には、できる限り男女別に幼児、小人（小学生～20歳未満）、大人（20歳以上～65歳未満）、高齢者（65歳以上）毎に記載すること。

様式第11号

医療救護関係情報I

報告先：報告機関名：No.

年月日（ ）：現在

病院、診療所等の被害及び受入れ可能状況

整理番号	病院、診療所名	所在地	被害内容	診察の可否	収容可能人数

(注) 1 収容可能人数の欄には、総合病院等の場合は診療科目別に重傷者等の受け入れ可能な人数を記載すること。

2 機収容人数を（ ）内書きで記入すること。

医療救護関係情報Ⅱ

報告先：報告機関名：No.

年月日（ ）：現在

人的被害状況

区分	人数 (人)	場所	これまでの対応	市町村外病院への搬送必要者数及び内訳	備考
死者	(計)				
行方不明者	(計)				
重傷者	(計)				
軽傷者	(計)				

(注) 1 市町村外病院への搬送必要者については、必要な診療科目別に記載すること。

医療救護関係情報Ⅲ

報告先：報告機関名：No.

年月日（ ）：現在

マンパワー及び医薬品等不足状況

整理番号	場所	不足するマンパワー		不足する医薬品等の種類及び数量	備考
		医師	看護師等		
		人	人		

(注) 1 場所については、病院名や救護所名を記載すること。

2 医師については、必要な診療科名を記載すること。

資料10 応急仮設住宅建設予定場所

令和5年3月現在

建設予定場所	所在地	面積
役場車庫横広場	金山町大字金山字北の沢134-1 (610m ²)	6 1 0 m ²

資料11 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
	じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。		
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがある、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐

震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
 (注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。

※1亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まる [※] ことがある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

（気象庁HPより）

資料12 防災関係機関連絡一覧

機関名	電話番号	所在地
金山町	0233-52-2111	金山町大字金山324-1
広域行政事務組合等		
最上広域市町村圏事務組合		
消防本部	0233-22-7521	新庄市金沢字中村1279-1
金山支署	0233-52-2913	金山町大字金山字上野869-6
リサイクルプラザもがみ (不燃物処理施設)	0233-32-2042	舟形町富田字桧原沢3471-31
エコプラザもがみ (可燃物)	0233-22-3838	鮭川村大字川口2756-27
もがみクリーンセンター	0233-26-2770	新庄市大字本合海1104-58
山形県		
最上総合支庁	0233-29-1300	新庄市金沢字大道上2034
最上保健所	0233-29-1300	新庄市金沢字大道上2034
新庄警察署	0233-22-0110	新庄市大字松本822
金山駐在所	0233-52-2922	金山町大字金山627-4
指定地方行政機関		
農林水産省東北農政局 (酒田地域センター)	0234-33-7244	酒田市光ヶ丘二丁目13-6
東北森林管理局 山形森林管理署最上支署	0233-62-2122	真室川町大字新町字下荒川200-11
金山森林事務所	0233-52-2041	山形県最上郡金山町大字金山345-7
仙台管区気象台 山形地方気象台	023-622-0632	山形県山形市緑町1-5-77
日本郵便株式会社 (金山郵便局)	0233-52-2300	金山町大字金山460-12
国土交通省東北地方整備局		
新庄河川事務所	0233-22-0251	新庄市小田島町5-55
新庄河川事務所 鮭川出張所	0233-55-3020	鮭川村大字川口字鶴田野3018-4
山形河川国道事務所 新庄国道維持出張所	0233-22-1581	新庄市大字鳥越字舟田608-2
自衛隊		
陸上自衛隊第6師団	0237-48-1151	東根市神町南三丁目1-1
指定公共機関及び指定地方公共機関		
東日本電信電話株式会社 (山形支店設備部災害対策室)	023-621-9181	山形市薬師町2-18-1薬師ビル2号館3階
日本赤十字社山形県支部	023-641-1353	山形市松波1丁目18-10
東北電力ネットワーク株式会社新庄 電力センター	0233-23-7119	新庄市大手町1番20号
山交バス株式会社新庄営業所	0233-22-2040	新庄市若葉町3-31
第一貨物株式会社新庄支店	0233-22-6066	新庄市大字鳥越1488-26
日本通運株式会社山形営業所	023-655-7551	天童市清池東2-7-20
日本放送協会山形放送局	023-625-9511	山形市桜町2番地50号
山形放送株式会社	023-622-6161	山形市旅籠町二丁目5番12号

機関名		電話番号	所在地
	株式会社山形テレビ	023-645-1211	山形市城西町5丁目4番1号
	株式会社テレビユー山形	023-624-8111	山形市白山一丁目11番33号
	株式会社さくらんぼテレビジョン	023-628-3900	山形市落合町85番地
	株式会社エフエム山形	023-625-0804	山形市松山三丁目14番69号
	泉田川土地改良区	0233-25-2208	新庄市大字泉田字上村西407番地
	社団法人山形県医師会	023-666-5200	山形市松栄一丁目6番73号
	新庄市最上郡医師会	0233-22-1151	新庄市大手町2-49

資料13 自主防災組織の状況

令和5年3月現在

No.	自主防災組織名	地区（集落）名	設立年月日	備考
1	長野地区自衛消防隊	長野地区	昭和34年7月15日	
2	入有屋地区自衛消防隊	入有屋地区	昭和39年2月26日	
3	柳原地区自衛消防隊	柳原地区	昭和34年11月22日	
4	宮地区自衛消防隊	宮地区	昭和34年11月22日	
5	栃木地区自衛消防隊	栃木地区	昭和39年2月22日	
6	東部地区自衛消防隊	蒲沢地区	昭和39年12月6日	
7	田茂沢地区婦人防火協力班	田茂沢地区	昭和39年12月6日	
8	内町地区婦人防火協力班	内町地区	昭和46年12月1日	
9	谷口地区婦人防火協力班	谷口地区	昭和47年12月15日	
10	安沢地区婦人防火協力班	安沢地区	昭和48年1月10日	
11	漆野地区自主防災組織	漆野地区	平成23年1月2日	全世帯加入
	漆野地区婦人防火協力班		昭和49年12月1日	
12	外沢地区婦人防火協力班	外沢地区	昭和51年4月1日	
13	羽場地区自主防災会	羽場地区	平成21年4月11日	全世帯加入
14	三枝地区自主防災会	三枝地区	平成22年4月1日	全世帯加入
15	稲沢地区自主防災会	稲沢地区	平成22年11月1日	全世帯加入
16	十日町地区自主防災会	十日町地区	平成24年7月17日	全世帯加入
17	上中田地区自主防災会	上中田地区	平成24年11月12日	全世帯加入
18	下中田地区自主防災会	下中田地区	平成24年11月12日	全世帯加入
19	杉沢地区自主防災会	杉沢地区	平成24年11月12日	全世帯加入
20	七日町地区自主防災会	七日町地区	平成25年9月1日	全世帯加入
21	上台地区自主防災会	上台地区	平成25年9月1日	全世帯加入
22	下野明地区自主防災会	下野明地区	平成25年9月1日	全世帯加入
23	檜台地区自主防災会	檜台地区	平成25年9月1日	全世帯加入
24	片貝地区自主防災会	片貝地区	平成25年9月1日	全世帯加入
25	飛森地区自主防災会	飛森地区	平成25年9月1日	全世帯加入
26	朴山地区自主防災会	朴山地区	平成25年9月1日	全世帯加入
27	山崎地区自主防災会	山崎地区	平成26年4月10日	全世帯加入
28	荒屋地区自主防災会	荒屋地区	平成26年4月20日	全世帯加入
29	板橋地区自主防災会	板橋地区	平成26年4月20日	全世帯加入
30	魚清水地区自主防災会	魚清水地区	平成26年6月1日	全世帯加入
31	小蟬地区自主防災会	小蟬地区	平成28年4月1日	全世帯加入

資料14 災害危険箇所

1 急傾斜地崩壊危険箇所

平成24年6月現在

番号	区分	区域名	面積 (ha)	大字	危険度	年月日
164	I	上中田	1.62	中田	A	H01.03.14
165	I	上台	2.16	上台	A	S56.08.28
166	I	安沢	2.90	安沢	A	S58.09.06
167	I	上河原	5.89	金山	A	H15.04.22
168	I	公園地	2.16	金山	A	H22.03.16

2 土石流危険渓流

(1) 土石流危険渓流Ⅰ

平成15年3月現在

渓流番号	河川名	渓流名	所在地	土石流氾濫区域 氾濫区域面積(m ²)	保全対象		
					人口 (人)	人家戸 数 (戸)	左記以外の公共施設等
S-4	中田春木川	久蔵裏の沢	漆野	7154	22	5	集会施設1 県道 釜淵中田線：0.12km
S-31	外沢川	セドの沢	上中田	6432	22	5	国道13号線：0.10km
S⑤	外沢川	ジコク沢	外沢	10813	9	2	その他1
S⑥	中田春木川	布引沢	杉沢	12952	5	1	集会施設1
S⑦	中田春木川	入水上ノ沢	杉沢	6841	9	2	その他1
SAKE④-10	外沢川		外沢	10364	5	1	神社1
27-01	金山川	明堂沢	有屋	22850	26	6	
27-02	金山川	水神沢	有屋	47000	22	5	
27-05	猪ノ沢川	土用沢	金山	16840	17	4	1箇所
27-06	上台川	前山沢	上台	27810	69	16	
27-08	上台川	瀬戸の沢	金山	20100	13	3	1箇所
27-10	上台川	西の沢	下野明	69150	77	18	
27-11	大清水川	小清水沢	有屋	24340	26	6	
27-12	上台川	田茂沢1	金山	25890	43	10	

(2) 土石流危険渓流Ⅱ

平成15年3月現在

渓流番号	河川名	渓流名	所在地	土石流氾濫区 域 氾濫区域面積 (m ²)	保全対象		
					人口 (人)	人家戸 数 (戸)	左記以外の公共施設等
S-30	外沢川	主寝坂沢	主寝坂	16201	18	4	国道13号線：0.22km

溪流番号	河川名	溪流名	所在地	土石流氾濫区域 氾濫区域面積 (m ²)	保全対象		
					人口 (人)	人家戸 数 (戸)	左記以外の公共施設等
S②	中田春木川	桐沢	漆野	14260	5	1	県道 釜淵中田線 : 0.14km
S③	外沢川	外沢1	外沢	8985	9	2	0
S④	外沢川	不動沢	外沢	9823	5	1	0
S⑧	中田春木川	入水ノ沢	杉沢	7425	9	2	0
27-03	猪ノ沢川	手前沢	金山	40270	17(17)	4(4)	
27-04	猪ノ沢川	猪の沢	金山	11250	13(13)	3(3)	
27-07	上台川	三左エ門沢	金山	13380	13(13)	3(3)	
27-09	上台川	一ノ倉沢1	金山	20470	13(13)	3(3)	
27-13	上台川	田茂沢2	金山	27610	13(13)	3(3)	
27-14	上台川	横沢	安沢	16370	4(4)	1(1)	
27-15	金山川	栃木沢1	有屋	16690	4(4)	1(1)	
27-16	金山川	栃木沢2	有屋	18300	9(4)	2(1)	
27-17	金山川	下向沢	有屋	25010	9(9)	2(2)	
27-18	上台川	田茂沢3	金山	5850	13(13)	3(3)	
27-19	上台川	一ノ倉沢2	金山	12940	17(17)	4(4)	
27-20	上台川	蒲沢1	金山	16940	4(4)	1(1)	
27-21	入田茂沢川	入田茂沢	金山	10550	9(9)	2(2)	
27-22	本蒲沢川	蒲沢2	金山	5780	4(4)	1(1)	
27-23	本蒲沢川	本蒲沢川	金山	32770	4(0)	1(0)	

(3) 土石流危険溪流Ⅲ

平成15年3月現在

溪流番号	水系名	河川名	所在地	土石流氾濫区域 氾濫区域面積(m ²)	保全対象		
					人口 (人)	人家戸 数 (戸)	左記以外の公共施設等
SAKE④-6	最上川	中田春木川	杉沢	9861		0	0
27-01	最上川	猪の沢川	朴山				
27-02	最上川	上台川	金山				

3 山腹崩壊危険地区

番号	位置	保安林等	危険度 点数	面積 (ha)	治山 進歩 状況	公共施設等	
						人家	道路
1	大字中田字榎木沢山	無	A	3	無	38	国
2	大字中田字榎木沢山	無	B	7	無	20	国

番号	位置	保安林等	危険度 点数	面積 (ha)	治山事業 進歩状況	公共施設等	
						人家	道路
3	大字中田字杉沢山	無	B	6	無	5	
4	大字中田字杉沢山	無	C	4	無	4	
5	大字中田字杉沢山	無	C	2	無	2	
6	大字中田字杉沢山	無	C	2	無	4	
7	大字中田字杉沢山	無	C	1	無	5	
8	大字金山字下モ山	無	C	2	無	5	県
9	大字金山字下モ山	無	C	1	無	4	
10	大字金山字松の木岩	有	B	9	既成	5	県
11	大字金山字宮外沢	無	B	3	無	5	県
12	大字有屋字助堂	無	B	1	無	6	県
13	大字金山字焼山	無	B	9	無	16	
14	大字金山字焼山	無	B	4	無	4	
15	大字金山字入田茂沢	無	C	4	無	5	
16	大字金山字一の倉	無	B	5	無	12	
17	大字金山字一の倉	無	C	5	無	8	
18	大字金山字寺山	無	A	4	一部既成		林

4 崩壊土砂流出危険地区

番号	位置	保安林等	危険度 点数	面積 (ha)	治山事業 進歩状況	公共施設等	
						人家	道路
1	大字中田字外沢山	無	C	2.5	無	3	
2	大字中田字棚木沢山	無	C	5.0	無	1	
3	大字中田字棚木沢山	無	A	2.0	無	10	
4	大字中田字棚木沢山	無	B	2.0	無	7	
5	大字中田字杉沢山	無	B	1.5	一部既成		
6	大字中田字杉沢山	無	C	1.0	一部既成		
7	大字中田字杉沢山	無	B	1.5	無	5	
8	大字中田字杉沢山	無	C	2.0	無	2	
9	大字中田字杉沢山	無	C	1.0	無		
10	大字中田字杉沢山	無	C	2.0	無	2	
11	大字飛の森字春木前山	有	C	2.0	一部既成	2	
12	大字漆野字漆坊野山	無	B	2.0	無		学
13	大字谷口銀山字銀山	無	C	7.0	無	3	

番号	位置	保安林等	危険度 点数	面積 (ha)	治山事業 進歩状況	公共施設等	
						人家	道路
14	大字金山字土用沢	無	C	2.5	既成	7	
15	大字金山字魚清水	有	C	11.5	一部既成	6	
16	大字有屋字藤内沢	無	B	1.5	無	12	
17	大字有屋字明堂沢	有	B	1.0	一部既成	7	
18	大字有屋字宮外沢	有	B	7.0	一部既成	18	学
19	大字有屋字北ノ沢	無	B	3.0	無	50	学
20	大字有屋字下野明	無	C	2.0	無	1	
21	大字有屋字入有屋	無	A	1.5	無	12	
22	大字有屋字一の倉	無	B	1.0	無	9	
23	大字有屋字一の倉	無	C	1.0	無	1	
24	大字有屋字一の倉	無	B	1.0	無	8	
25	大字中田字外ノ沢山	無	C	0.3	無	3	
26	大字漆野字漆坊野山	無	A	0.1	無	8	公
27	大字金山魚清水	無	A	1.4	無	10	
28	大字飛森字菅超山	無	C	0.8	無	7	

5 雪崩

大字小字等地名	危険箇所名	表示	番号表示	平均傾 斜度 θ 1(°)	最急傾 斜度 θ 2(°)	雪崩危険 区域の標 高差H1(m)	雪崩危険 斜面の上 限点の標 高H2(m)	見通し 角度 θ 1(°)	人家戸数
上台字前山	上台	I	6201	25	25	55	205	24	16
安沢	安沢	I	6202	45	45	20	200	44	12
下野明字松の木	松の木	I	6203	34	34	80	280	28	9
金山字田茂沢	田茂沢(3)	I	6204	24	24	50	260	23	1
金山字入田茂沢	入田茂沢	I	6205	32	32	80	320	32	5
金山字蒲沢	蒲沢(1)	I	6206	38	53	100	340	22	4
金山字蒲沢	蒲沢(2)	I	6207	29	29	60	340	26	9
有屋字入有屋	入有屋	I	6208	30	30	100	410	28	23
有屋字地境	地境	I	6209	36	36	50	325	35	8
有屋字宮	宮(1)	I	6210	32	32	63	315	31	6
有屋	神室ダム	I	6211	35	36	125	530	33	
金山字上河原	上河原	I	6212	31	31	65	250	27	79
中田字外沢	外沢(1)	I	6213	27	31	90	310	27	3

金山字荒屋	荒屋	I	6214	28	45	55	210	26	0
金山	公園地	I	6215	34	36	30	210	33	8
金山	飛森(2)	I	6216	41	41	180	420	30	19
飛森	飛森(1)	I	6217	30	30	255	430	29	40
金山字田屋	田屋(2)	I	6218	32	40	220	410	31	5
漆野字漆野	漆野(1)	I	6219	38	47	130	280	36	8
中田字下中田	下中田	I	6220	38	48	20	200	37	11
中田字中田	中田	I	6221	29	29	60	250	25	20

6 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

箇所名	箇所番号	自然現象	所在地	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
				告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号
猪の沢	27-04	土石流	大字金山	H22. 9. 24	県告第771号	-	-
前山沢	27-06	土石流	大字上台	H22. 9. 24	県告第771号	H22. 9. 24	県告第776号
三左エ門沢	27-07	土石流	大字金山	H22. 9. 24	県告第771号	-	-
瀬戸の沢	27-08	土石流	大字金山	H22. 9. 24	県告第771号	H22. 9. 24	県告第776号
横沢	27-14	土石流	大字上台	H22. 9. 24	県告第771号	H22. 9. 24	県告第776号
一ノ倉沢1	27-09	土石流	大字金山	H22. 9. 24	県告第771号	-	-
西の沢	27-10	土石流	大字下野明	H22. 9. 24	県告第771号	-	-
手前沢-1	27-03-1	土石流	大字金山	H22. 9. 24	県告第771号	-	-
手前沢-2	27-03-2	土石流	大字金山	H22. 9. 24	県告第771号	-	-
一ノ倉沢2	27-19	土石流	大字金山	H22. 9. 24	県告第771号	H22. 9. 24	県告第776号
蒲沢1	27-20	土石流	大字金山	H22. 9. 24	県告第771号	H22. 9. 24	県告第776号
蒲沢2	27-22	土石流	大字金山	H22. 9. 24	県告第771号	H22. 9. 24	県告第776号
本蒲沢川	27-23	土石流	大字金山	H22. 9. 24	県告第771号	-	-
明堂沢	27-01	土石流	大字有屋	H25. 10. 18	県告第941号	H25. 10. 18	県告第949号
水神沢	27-02	土石流	大字有屋	H25. 10. 18	県告第941号	-	-
小清水沢	27-11	土石流	大字有屋	H25. 10. 18	県告第941号	H25. 10. 18	県告第949号
栃木沢1	27-15	土石流	大字有屋	H25. 10. 18	県告第941号	H25. 10. 18	県告第949号
栃木沢2	27-16	土石流	大字有屋	H25. 10. 18	県告第941号	H25. 10. 18	県告第949号
下向沢	27-17	土石流	大字有屋	H25. 10. 18	県告第941号	H25. 10. 18	県告第949号
桐沢	S②	土石流	大字漆野	H26. 2. 28	県告第171号	-	-
外沢1	S③	土石流	大字中田	H26. 2. 28	県告第171号	H26. 2. 28	県告第177号
不動沢	S④	土石流	大字中田	H26. 2. 28	県告第171号	H26. 2. 28	県告第177号
久蔵裏の沢-1	S-4-1	土石流	大字漆野	H26. 2. 28	県告第171号	-	-
久蔵裏の沢-2	S-4-2	土石流	大字漆野	H26. 2. 28	県告第171号	H26. 2. 28	県告第177号
ジコク沢	S⑤	土石流	大字中田	H26. 2. 28	県告第171号	-	-
入水沢1	SAKE④-10	土石流	大字中田	H26. 10. 3	県告第857号	-	-

箇所名	箇所番号	自然現象	所在地	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
				告示 年月日	告示番号	告示 年月日	告示番号
土用沢	27-05	土石流	大字金山	H27. 7. 28	県告第653号	H27. 7. 28	県告第655号
田茂沢1	27-12	土石流	大字金山	H27. 7. 28	県告第653号	H27. 7. 28	県告第655号
田茂沢2	27-13	土石流	大字金山	H27. 7. 28	県告第653号	-	-
田茂沢3	27-18	土石流	大字金山	H27. 7. 28	県告第653号	-	-
入田茂沢	27-21	土石流	大字金山	H27. 7. 28	県告第653号	-	-
ジコク沢2	27-HM005	土石流	大字中田	H27. 7. 28	県告第653号	H27. 7. 28	県告第655号
セドの沢-1	S-31-1	土石流	大字中田	H27. 7. 28	県告第653号	-	-
セドの沢-2	S-31-2	土石流	大字中田	H27. 7. 28	県告第653号	-	-
布引沢	S⑥	土石流	大字中田	H27. 7. 28	県告第653号	H27. 7. 28	県告第655号
入水上ノ沢-1	S⑦	土石流	大字中田	H27. 7. 28	県告第653号	H27. 7. 28	県告第655号
入水上ノ沢-2	S⑧	土石流	大字中田	H27. 7. 28	県告第653号	H27. 7. 28	県告第655号
杉沢-1	SAKE④-6	土石流	大字中田	H27. 7. 28	県告第653号	H27. 7. 28	県告第655号
上台	1-6205	急傾斜地の崩壊	大字上台	H22. 9. 24	県告第771号	H22. 9. 24	県告第776号
安沢-1	1-6213-1	急傾斜地の崩壊	大字安沢	H22. 9. 24	県告第771号	H22. 9. 24	県告第776号
蒲沢2	2-6208	急傾斜地の崩壊	大字金山	H22. 9. 24	県告第771号	H22. 9. 24	県告第776号
蒲沢1	2-6209	急傾斜地の崩壊	大字金山	H22. 9. 24	県告第771号	H22. 9. 24	県告第776号
上台2	2-62H004	急傾斜地の崩壊	大字上台	H22. 9. 24	県告第771号	H22. 9. 24	県告第776号
安沢2	2-62H005	急傾斜地の崩壊	大字安沢	H22. 9. 24	県告第771号	H22. 9. 24	県告第776号
蒲沢3	2-62H006	急傾斜地の崩壊	大字金山	H22. 9. 24	県告第771号	H22. 9. 24	県告第776号
荒屋-1	1-6208-1	急傾斜地の崩壊	大字金山	H25. 3. 12	県告第171号	H25. 3. 12	県告第175号
入有屋	1-6212	急傾斜地の崩壊	大字有屋	H25. 10. 18	県告第941号	H25. 10. 18	県告第949号
入有屋2	2-6204	急傾斜地の崩壊	大字有屋	H25. 10. 18	県告第941号	H25. 10. 18	県告第949号
下向	2-6205	急傾斜地の崩壊	大字有屋	H25. 10. 18	県告第941号	H25. 10. 18	県告第949号
地境	2-6206	急傾斜地の崩壊	大字有屋	H25. 10. 18	県告第941号	H25. 10. 18	県告第949号
外沢	1-6201	急傾斜地の崩壊	大字中田	H26. 2. 28	県告第171号	H26. 2. 28	県告第177号
飛ノ森	1-6206	急傾斜地の崩壊	大字飛森	H26. 2. 28	県告第171号	H26. 2. 28	県告第177号
上河原	1-6209	急傾斜地の崩壊	大字金山	H26. 2. 28	県告第171号	H26. 2. 28	県告第177号
上外沢-1	2-6201-1	急傾斜地の崩壊	大字中田	H26. 2. 28	県告第171号	H26. 2. 28	県告第177号
上外沢-2	2-6201-2	急傾斜地の崩壊	大字中田	H26. 2. 28	県告第171号	H26. 2. 28	県告第177号
漆野	2-6219	急傾斜地の崩壊	大字漆野	H26. 2. 28	県告第171号	H26. 2. 28	県告第177号
上外沢2	2-62H007	急傾斜地の崩壊	大字中田	H26. 2. 28	県告第171号	H26. 2. 28	県告第177号
漆野2	2-62H010	急傾斜地の崩壊	大字漆野	H26. 2. 28	県告第171号	H26. 2. 28	県告第177号
上中田1	1-6202	急傾斜地の崩壊	大字中田	H27. 7. 28	県告第653号	H27. 7. 28	県告第655号
上中田2	1-6203	急傾斜地の崩壊	大字中田	H27. 7. 28	県告第653号	H27. 7. 28	県告第655号
下中田-1	1-6204-1	急傾斜地の崩壊	大字中田	H27. 7. 28	県告第653号	H27. 7. 28	県告第655号
下中田-2	1-6204-2	急傾斜地の崩壊	大字中田	H27. 7. 28	県告第653号	H27. 7. 28	県告第655号

箇所名	箇所番号	自然現象	所在地	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
				告示 年月日	告示番号	告示 年月日	告示番号
公園地	1-6207	急傾斜地の崩壊	大字金山	H27. 7. 28	県告第653号	H27. 7. 28	県告第655号
宮1	1-6211	急傾斜地の崩壊	大字有屋	H27. 7. 28	県告第653号	H27. 7. 28	県告第655号
田茂沢2	1-62H001	急傾斜地の崩壊	大字金山	H27. 7. 28	県告第653号	H27. 7. 28	県告第655号
田茂沢3	1-62H002	急傾斜地の崩壊	大字金山	H27. 7. 28	県告第653号	H27. 7. 28	県告第655号
杉沢1	2-6202	急傾斜地の崩壊	大字中田	H27. 7. 28	県告第653号	H27. 7. 28	県告第655号
杉沢2	2-6203	急傾斜地の崩壊	大字中田	H27. 7. 28	県告第653号	H27. 7. 28	県告第655号
田茂沢	2-6210	急傾斜地の崩壊	大字金山	H27. 7. 28	県告第653号	H27. 7. 28	県告第655号
焼山1	2-6211	急傾斜地の崩壊	大字金山	H27. 7. 28	県告第653号	H27. 7. 28	県告第655号
焼山2	2-6212	急傾斜地の崩壊	大字金山	H27. 7. 28	県告第653号	H27. 7. 28	県告第655号
内町2	2-6213	急傾斜地の崩壊	大字金山	H27. 7. 28	県告第653号	H27. 7. 28	県告第655号
田屋	2-6214	急傾斜地の崩壊	大字金山	H27. 7. 28	県告第653号	H27. 7. 28	県告第655号
手代森1	2-6215	急傾斜地の崩壊	大字飛森	H27. 7. 28	県告第653号	H27. 7. 28	県告第655号
手代森2	2-6216	急傾斜地の崩壊	大字飛森	H27. 7. 28	県告第653号	H27. 7. 28	県告第655号
手代森3	2-6217	急傾斜地の崩壊	大字飛森	H27. 7. 28	県告第653号	H27. 7. 28	県告第655号
山崎	2-6218	急傾斜地の崩壊	大字山崎	H27. 7. 28	県告第653号	H27. 7. 28	県告第655号
田茂沢4	2-62H001	急傾斜地の崩壊	大字金山	H27. 7. 28	県告第653号	H27. 7. 28	県告第655号
入田茂沢1	2-62H002	急傾斜地の崩壊	大字金山	H27. 7. 28	県告第653号	H27. 7. 28	県告第655号
入田茂沢2	2-62H003	急傾斜地の崩壊	大字金山	H27. 7. 28	県告第653号	H27. 7. 28	県告第655号
上中田3	2-62H008	急傾斜地の崩壊	大字中田	H27. 7. 28	県告第653号	H27. 7. 28	県告第655号
杉沢3	2-62H009	急傾斜地の崩壊	大字中田	H27. 7. 28	県告第653号	H27. 7. 28	県告第655号
入田茂沢3	2-62H011	急傾斜地の崩壊	大字金山	H27. 7. 28	県告第653号	H27. 7. 28	県告第655号
安沢-2	1-6213-2	急傾斜地の崩壊	大字安沢	H28. 3. 11	県告第243号	H28. 3. 11	県告第249号
杉沢山	J27-H001	地すべり	大字中田	H27. 7. 28	県告第653号	-	-

7 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

番号	施設等の名称	所在地
1	特別養護老人ホーム みすぎ荘	大字金山字荒屋829-1
2	金山小学校	大字金山108-2

資料15 災害時の広報文例

資料15 災害時の広報文例

1 広報放送使用の場合のパターン

- ①チャイム
- ②こちらは広報かねやま放送局（金山町災害対策本部）です。
- ③〇〇〇〇についてお知らせします。
- ④（2以降の広報例文等）
- ⑤繰り返します。（2回繰り返しを1セットとして使用する。）
- ⑥以上、広報かねやま放送局（金山町災害対策本部）からでした。
- ⑦チャイム

2 気象情報の伝達

[例文1] 大雨警報もしくは洪水警報が発表された場合

- 「大雨（洪水）警報」についてお知らせします。
さきほど「大雨（洪水）警報」が発表されました。
これから宵の内にかけて強い雨が降り、所によっては、1時間に〇〇mmを超える雨量となる見込です。このため、河川の増水や低い土地での浸水、がけ崩れ等の発生するおそれがありますので嚴重に警戒して下さい。
河川への負担を軽くするため、風呂場の水、洗濯機の水は捨てないようご協力をお願いします。
がけ崩れの危険がある地区の方は、にごり水の発生や湧水量の変化、落石、亀裂の有無などに注意して下さい。
ラジオをつけて、ラジオからの情報にも注意して下さい。
また重大な緊急連絡の場合以外は、極力電話は使わないようご協力をお願いします。
- なお、自主防災組織の方に連絡します。周囲の安全を確かめた上、金山町災害対策本部からの電話情報収集に備えて下さい。

3 災害発生時の広報文

[例文2] 地震発生直後の注意事項（震度5以上の場合）

※2-1地震発生直後から30分後位の場合

●「地震」についてお知らせします。
ただいま大きな地震がありました。
まず火の元を消して下さい。ガスの元栓をしめて下さい。
電気器具のスイッチも切して下さい。ふろ場の火の気に注意して下さい。
停電の場合、照明には懐中電灯を使って下さい。
照明のスイッチをつけたり消したり繰り返すと、漏れているガスに引火する場合があります。
マッチやライター、ろうそくはしばらく使わないで下さい。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。

●「地震」についてお知らせします。
地震はおさまりましたが余震には注意して下さい。
皆さん、おちついてまわりを見て下さい。地震で一番こわいのは火事です。
消し忘れた火はありませんか。ガスの元栓はしまっていますか。
お子さんは無事ですか。
ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはかせて下さい。
屋内にいる人は、あわてて外に飛び出さないで下さい。
もしガスのおいがしたら、メーターの部分の元栓をしめて下さい。そして全員家から外へ出て下さい。
屋外にいる人は、まわりに何も無いところにとどまり、様子を見て下さい。
壊れた建物や高圧線等から離れて下さい。
ガラスや看板など落下物に気をつけて下さい。ブロック塀から離れて下さい。
火事が起きていたら大声で近所に知らせ、小さいうちに消して下さい。
重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないで下さい。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。

なお、自主防災組織の方に連絡します。周囲の安全を確かめた上、金山町災害対策本部からの電話などによる情報収集に備えて下さい。

●「地震」についてお知らせします。
地震はおさまりましたが余震には注意して下さい。
車に乗っている方は、車を左側に寄せて下さい。
エンジンを切って、とりあえず様子を見て下さい。
道路の中央は、消防車や救急車が通れるように、必ずあけておいて下さい。
その他ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないで下さい。

なお、自主防災組織の方に連絡します。周囲の安全を確かめた上、金山町災害対策本部からの電話などによる情報収集に備えて下さい。

【例文2】地震発生直後の注意事項（震度5以上の場合）

※2-2 地震発生30分後以降2時間以内の場合

（注）情報の空白時間帯をつくらぬよう、30分～2時間おきに広報車、職員巡回等により伝達すること。

（注）項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるようころがけるとともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択すること。

●「地震」についてお知らせします。
さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。
余震はまだ続いています。
ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはいて下さい。
町民の皆さん、あわてて外に飛び出さないで下さい。
自宅にいる人はそのまま中にいて下さい。
建物のまわりは、ガラスや看板、壁が落ちてくる危険があります。
やむを得ず、外に出るときは、玄関のドアにメモを貼っておき、行き先がわかるようにしておいて下さい。
壊れた建物のそばや狭い路地を通るときは、落下物に注意して、ブロック塀から離れてなるべく道のまん中を歩いて下さい。
たれさがった電線には絶対にふれないで下さい。

●「地震」についてお知らせします。
地震はおさまりましたが余震には注意して下さい。
皆さん、おちついてまわりを見て下さい。地震で一番こわいのは火事です。
消し忘れた火はありませんか。
電話はかかりにくくなっています。
緊急の電話をかけやすくするために、しばらく電話は使わないで下さい。
また地震で受話器がはずれたままになってませんか。もう一度確かめて下さい。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。

●「地震」についてお知らせします。
さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。
余震はまだ続いています。
水道は使えますか。使えたら水はできるだけ確保して下さい。
風呂桶やポリタンク、ビンなどに水をためておいて下さい。
トイレの水は流さないで下さい。
タンクの中の水は、飲み水や料理のための水に使うことができます。
近所にお年寄りだけの家や大人が留守で子供さんだけの家はありませんか。
身の回りが落ち着いたら、声をかけてあげて下さい。
出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようにお願いします。

●「地震」についてお知らせします。
自主防災組織の役員やリーダーの方々は、それぞれの役割に従って直ちに行動を開始して下さい。
また、住民の皆さんも、自分たちの町を守るため、役員やリーダーの方々に協力して下さい。

なお、自主防災組織の方に連絡します。周囲の安全を確かめた上、金山町災害対策本部からの電話などによる情報収集に備えて下さい。

[例文2] 地震発生直後の注意事項（震度5以上の場合）

※2-3 地震発生2時間～6弱時間以内の場合

（注）情報の空白時間帯をつくらないう、1～2時間おきに広報車、職員巡回等により伝達すること。

（注）項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるようころろがけるとともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択すること。

● 「地震」についてお知らせします。
さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。
余震はまだ続いています。
家族全員にケガがないかどうか確かめて下さい。
小さい子供さんがいる家庭はできるだけ一緒にいて、元気づけてあげて下さい。
ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはかせて下さい。
たとえ大丈夫そうに見えても小さい子供たちは特に注意して見てあげる必要があります。

● 「地震」についてお知らせします。
さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。余震がまだ続いています。
余震に気をつけて下さい。
近所の人たちを確かめて下さい。
もし助けを必要としていれば、手伝ってあげて下さい。
お年寄りだけの家や大人が留守で子供さんだけの家庭はありませんか。
身のまわりが落ち着いたら、声をかけてあげて下さい。
まず火の元を消すように。
ガスの元栓をしめるようにしてあげて下さい。
電気器具のスイッチも切ってあげて下さい。

● 「地震」についてお知らせします。
地震はおさまりましたが余震には注意して下さい。
金山町付近の震度は「震度〇」と発表されました。
あなたが、しばらくの間、してはならないことのまとめは次のとおりです。
○不要な電話は使わない。
○水はむだにしない。
○見物にでかけない。
○必要もないのに表に出ない。
○照明スイッチをつけたり消したりしない。
○マッチ、ライター、ろうそくは使わない。
○タバコはしばらく、がまんして下さい。
出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようにお願いします。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
自主防災組織の役員やリーダーの方々は、それぞれの役割に従って直ちに行動を開始して下さい。
また、住民の皆さんも、自分たちの町を守るため、役員やリーダーの方々に協力して下さい。

なお、自主防災組織の方に連絡します。周囲の安全を確かめた上、金山町災害対策本部からの電話などによる情報収集に備えて下さい。

〔例文3〕 被害の状況

※震度6以上の地震発生ときは、発生後6時間以降の場合

(注) 情報の空白時間帯をつくらないう、2～3時間おきに広報車、職員巡回等により伝達すること。

(注) 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるようころがけるとともに、何回かに分けて必要な事項を、取捨選択して放送することが望ましい。

●これまでにわかった「被害の状況」についてお知らせします。

亡くなった方及び重傷の方は〇人です。

その内訳は、〇〇地区で〇人、△△地区で△人です。

半壊又は全壊した家屋は〇棟です。

その内訳は、〇〇地区で〇棟、△△地区で△棟です。

詳しい情報は、最寄りの小学校や公民館に避難所を設置しましたので直接おたずね下さい。

出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようにお願いします。

ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。

●これまでにわかった「被害の状況」についてお知らせします。

現在町内の電気、水道はすべて供給を停止しています。

しばらくの間、自分たちだけでやれるよう、自主防災組織など地域の人たちとともに準備して下さい。

また、小さいお子さんやお年寄りの方、からだの不自由な方がいたら、まず一声かけて安心させることを心掛けて下さい。

復旧には何日もかかることが予想されます。

詳しい情報は、最寄りの小学校や公民館に避難所を設置しましたので直接おたずね下さい。

なお、重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないで下さい。

出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようにお願いします。

ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。

●「自主防災組織の役員やリーダー」に連絡します。

自主防災組織の役員やリーダーの方々は、それぞれの役割に従って直ちに行動を開始して下さい。

また、住民の皆さんも、自分たちの町を守るため、役員やリーダーの方々に協力して下さい。

なお、自主防災組織の方に連絡いたします。周囲の安全を確かめた上、金山町災害対策本部からの電話などによる情報収集に備えて下さい。

[例文4] 火災発生の状況を知らせ安全な避難の方向を指示するための広報文

●緊急放送。緊急放送。こちらは、金山町災害対策本部です。
避難の用意をしてください。
○○地区の火災は、△△方向へ燃え広がっています。
(○○地区の火災は、△△方向へ燃え広がる危険があります。)
飛び火に注意してください。
お年寄りや子供さんなど、安全な□□小学校(中学校)へ早めに避難させてください。

●緊急放送。緊急放送。こちらは、金山町災害対策本部です。
避難指示が出ました。
現在○○地区の火災が△△方向へ燃え広がっています。
(○○地区の火災が△△方向へ燃え広がる危険があります。)
○○地域の住民の方は、直ちに□□へ(□□方面へ)避難して下さい。

なお、現場に警察官や町職員・消防職員・消防団員などがある場合には、その指示に従って落ち着いて避難して下さい。

(避難完了が確認されるまで繰り返すこと)

[例文5] がけくずれ危険地区住民への避難指示の伝達

●緊急放送。緊急放送。こちらは、金山町災害対策本部です。
避難指示が出ました。
○○地区は、がけくずれの危険があります。
住民の皆さんは、直ちに避難して下さい。
避難先は、□□(小学校、中学校、……、……、……など)です。

なお、現場に警察官や町職員・消防職員・消防団員などがある場合には、その指示に従って落ち着いて避難して下さい。

(避難完了が確認されるまで繰り返すこと)

[例文6] 水災地区住民への避難指示の伝達

●緊急放送。緊急放送。こちらは、金山町災害対策本部です。

避難の用意をしてください。

現在、〇〇地域付近は、河川の増水のため危険な状態になりつつあります。

お年寄りや子供さんを安全な□□（小学校、中学校、…………、…………、…………
など）へ早めに避難させてください。

また、その他の人もいつでも避難できるように準備をしてください。

火の元を消してください。

避難する際の荷物は、背負うなり肩に掛けられる程度の最小限の非常用持出品
にとどめ、両手は空けるようにしましょう。

●緊急放送。緊急放送。こちらは、金山町災害対策本部です。

避難指示が出ました。

〇〇地域一帯は、〇〇川の〇〇付近が決壊し、浸水しています。

（〇〇地域一帯は、〇〇川の〇〇付近が決壊し、浸水のおそれがあります。）

〇〇地域の住民の方々は、直ちに避難して下さい。

避難先は、□□（小学校、中学校など）

です。

なお、現場に警察官や町職員・消防職員・消防団員などがある場合には、その指示に従って落ち着いて避難して下さい。

（避難完了が確認されるまで繰り返すこと）

[例文7] 避難所及び町民相談所の開設の周知のための広報

●「避難所及び町民相談所の設置場所」についてお知らせします。

○避難所は、〇〇小学校（中学校）に設置しました。

○町民相談所は、本庁舎1階フロア内に設置し、町職員が各種相談に応じています。どんなことでも結構です。どうぞご利用下さい。

○避難所では、行方の分からなくなった家族や知人の捜索受付を行うほか、災害対策本部で把握している各種情報の提供を行っています。

どうぞご利用下さい。

[例文8] 安心情報の伝達（認定こども園・学校・事業所等）

●これまでにわかった「安心情報」についてお知らせします。

○□□地区では、半壊以上の被害はありませんでした。

○認定こども園の園児及び小・中学校の児童・生徒及び職員については現在、全員無事との報告が入っています。

なお、園児や児童・生徒などは、全員、各学校で保護しております。

○◇◇学校、◇◇学校では数人のケガ人が出ておりますが、いずれも軽傷で、生命に別状ありません。児童・生徒は、全員、各学校で保護されております。

○認定こども園の園児、小・中学校の児童は全員、無事に◇◇へ避難しています。

○◇◇小学校、◇◇中学校は、学校への延焼火災が心配されましたが、現在、火災は消えました。児童・生徒は、全員元気で校庭（◇◇）に待機しています。

○△△会社は、大きな被害もなく従業員・来訪者とも全員の無事が確認されました。

△△会社自衛消防隊は、周辺地域において、自主的な応急復旧活動に協力してくれています。

[例文9] 道路状況と交通規制

●「道路交通情報」についてお知らせします。

（その1）

現在、県内の道路は地震のため

○〇〇道路と〇〇道路は全て車の通行が禁止されております。

○次に、町内の全ての道路（〇〇通り、県道〇号）も〇〇のため通行が禁止されております。

ドライバーの皆さんは、カーラジオの情報や現場の警察官の指示に従って下さい。

（その2）

現在、町内の道路は、全ての車の通行が禁止されております。

町民の皆さん！車は使用しないで下さい。

[例文10] 交通機関の運行状況

(その1)

●「交通機関の運行状況」についてお知らせします。
現在、最上地域のバスなどは、地震のため全て運転を中止しております。
各交通機関では、運転の再開のための点検を行っておりますが、まだ運転の再開見通しはたっておりません。今後の運転見通しや運行状況については、テレビやラジオの情報に注意して下さい。

(その2)

●「交通機関の運行状況」についてお知らせします。
現在、最上地域のバスは次の路線で運転が一部再開されております。

〇〇線全区間〇〇線全区間
〇〇線〇〇・〇〇間〇〇線〇〇・〇〇間

なお、各路線とも運行本数も少なく、各駅では大変混雑が予想されます。
町民の皆さんは、今後のテレビ、ラジオの情報に注意して下さい。

[例文11] 避難所の開設状況

●「避難所の設置場所」についてお知らせします。
町では、被災された方々のために、〇〇小学校、中学校・・・・・・・・
・・・・・・・・(近くの小学校や中学校など)に避難所を開設しました。
お困りの方は直接避難所へおいで下さい。
なお、ケガをされた方々のために、避難所には(〇〇、〇〇に)救護所、
(臨時災害相談窓口)を開設しております。あわせてご利用下さい。

[例文12] 医療救護所の開設状況

●「救護所の設置場所」についてお知らせします。
町では、負傷された方々のために、臨時の医療救護所をに〇〇小学校、中学校に開設しました。
自分たちで応急処置できないケガの方は、町立金山診療所、〇〇小学校などに設置した各医療救護所に連れて行って下さい。

[例文13] 応急給水の連絡

● 「応急給水」についてお知らせします。
現在、町内全域（〇〇町、〇〇町一帯）は地震のため断水しております。
町では、〇〇小学校、中学校（〇〇公民館）において飲み水を給水しておりますので、ご利用下さい。

[例文14] 水利用にあたっての住民への協力要請

● 「水の利用にあたっての注意事項」についてお知らせします。
水の利用に関する皆さんへの協力を要請します。次のことを守るよう、ぜひ協力をお願いします。

- 飲み水は大切に使いましょう。無駄な水の利用はやめて下さい。
- 長い間くみ置いた水は必ず沸かしてから飲んで下さい。
- 蛇口から濁った水が出た場合は、バケツ等にくみ置き、うわ水を沸かして利用して下さい。
- 底にたまった濁り水やくみ替えた水は、掃除や洗濯などの生活用水に使用するなど、水の有効利用に努めましょう。

4 復旧時の広報文例

[例文15] 飲料水・食品等の供給状況

- 「被災された方への飲料水・食糧品等の供給」についてお知らせします。
飲料水は、現在〇〇小学校、中学校、〇〇〇において、給水しています。どうぞ、ご利用下さい。
また、〇〇小学校、中学校に避難所を開設し、被害にあわれた方々のために、食糧品・毛布などをお配りしています。（被害にあわれた方々には、自主防災組織や自治会などを通じ食糧品や毛布などをお渡ししています。）

[例文16] 学校等の再開状況

- 「学校等の授業の再開」についてお知らせします。
 - ・ 認定こども園、小学校、中学校については、
（〇〇小学校、中学校を除き）〇〇日から授業を再開します。
 - ・ 認定こども園、〇〇小学校、中学校については、〇〇日から、
また、〇〇小学校、中学校については、〇〇日から、授業を再開します。

[例文17] 電気の復旧状況

- 「電気の復旧状況」についてお知らせします。
 - （その1）
現在、町内全域（〇〇地区一帯）が停電していますが、（〇〇地区を除き）
〇〇日〇〇時頃には復旧する見込です。
 - （その2）
現在、町内全域（〇〇地区一帯）が停電していますが、〇〇地区については
〇〇日頃に、また、〇〇地区、〇〇地区については〇〇日頃に復旧する見込
です。

[例文18] 水道の復旧状況

- 「水道の復旧状況」についてお知らせします。
 - （その1）
現在、町内全域（〇〇地区一帯）が断水していますが、（〇〇地区を除き）
〇〇日〇〇時頃には復旧する見込です。
 - （その2）
現在、町内全域（〇〇地区一帯）が断水していますが、〇〇地区については
〇〇日頃に、また、〇〇地区、〇〇地区については〇〇日頃に復旧する見込
です。

[例文19] 電話の復旧状況

- 「電話の復旧状況」についてお知らせします。

(その1)

現在、町内全域（〇〇地区一帯）で電話が不通になっています。

NTT東日本では、全力をあげて復旧工事をおこなっておりますが、復旧には、あと〇〇日程度かかると思われ〇〇日頃再開の見込です。

なお、電話の不通の地域については、〇〇避難所、〇〇小学校、〇〇〇……
……………に臨時電話を設置しています。どうぞご利用下さい。

[例文20] 道路の復旧状況

- 「道路の復旧状況」についてお知らせいたします。

現在、〇〇通り、〇〇線、……………は、道路損壊（がけ崩れ・冠水・橋梁流失）のため、一般車両の通行が禁止されています。

このうち、〇〇通りについては〇〇日頃、また〇〇線については、〇〇日頃には、開通する見込です。

なお、運転者のみなさんは、交通標識や現場の警察官の指示に従って、安全運転を心がけて下さい。

[例文21] バスの運行状況

- 「バスの運行状況」についてお知らせいたします。

現在、町内を通行しているバスは、

(その1)

山交バスの新庄行、町営バスの中田行、有屋行です。

(その2)

山交バスの新庄行です。

なお、その他の路線では、運転の再開見通しは立っておりません。

(なお、町営バスの中田行、有屋行は、〇〇日頃にそれぞれ運転が再開される見込です。)

[例文22] ごみ・し尿の収集状況

- 「ごみ（し尿）の収集」についてお知らせします。

ごみ（し尿）については、〇〇日頃（〇〇地域については〇〇日頃、また〇〇地域については〇〇日頃……………）に被害の甚大な地域から順に収集作業が開始される予定です。

なお、収集作業が開始されるまでは、自宅内に貯め置くか、燃やせるごみは各自で燃やすなど各家庭で適切に処理して下さい。

[例文23] 防犯・防火の広報

●「防犯・防火」についてお願いします。
現在、警察・消防ではパトロールを強化し、防犯・防火に努めております。
町民の皆さんも、家の戸締まりや火の始末を必ず行って下さい。
また、夜の外出はなるべくやめましょう。

[例文24] 防疫・保健衛生の広報

●「保健衛生」についてお知らせします。
飲み水は、安全のため、沸かして飲むようにして下さい。
また、食中毒にならないよう、食品は、必ず火を通したものを食べるようにして下さい。
熱が出たり、下痢など身体に異常のある方は、すぐ医師の手当を受けて下さい。
食中毒症状のときは、町立診療所、避難所もしくは町役場に連絡して下さい。

[例文25] 町民相談所等の開設状況

●「町民相談所等の設置場所」についてお知らせします。
○町民相談所は役場庁舎1階フロア内に設置し、職員が災害により被害を受けた方のための生活再建相談などを受け付けます。
○避難所では、行方の分からなくなった家族や知人の捜索受付を行うほか、災害対策本部で把握している各種情報の提供を行っています。
○○○日より○○日まで、○○において、巡回災害相談窓口を開設します。
開設時間は、○○では○○時から○○時まで、◎◎では◎◎時から◎◎時まで、……………です。どうぞご利用下さい。

資料16 報道機関

社・局・支局	電話	FAX	住所
日本放送協会山形放送局	625-9510	625-9764	山形市桜町2番地50号
山形放送株式会社	622-6161	622-8480	山形市旅籠町二丁目5番12号
株式会社山形テレビ	645-1211	644-2991	山形市城西町5丁目4番1号
株式会社テレビユー山形	624-8111	624-8372	山形市白山一丁目11番33号
株式会社さくらんぼテレビジョン	628-3900	628-3910	山形市落合85番地
株式会社エフエム山形	625-0804	625-0805	山形市松山3丁目14-69
山形コミュニティ放送株式会社	634-0762	633-7622	山形市本町二丁目4-14
株式会社山形新聞社	622-5271	641-3106	山形市二丁目5番12号
朝日新聞山形支局	622-4868	622-4871	山形市六日町7番10号
読売新聞山形支局	624-2121	624-0730	山形市あこや町三丁目15番27号
毎日新聞山形支局	622-4201	628-2011	山形市七日町五丁目9番17号
産経新聞山形支局	623-0241	628-3018	山形市東原町三丁目12番8号
河北新報社山形総局	622-2411	642-5059	山形市あこや町三丁目12番11号
日本経済新聞社山形支局	622-2072	642-8854	山形市十日町二丁目4番19号
時事通信社山形支局	631-2157	641-4958	山形市十日町一丁目3番29号
共同通信社山形支局	622-5344	622-5362	山形市旅籠町二丁目5番12号

資料17 避難場所

指定緊急避難所一覧

No.	施設又は場所の名称	所在地	指定する災害の種別			
			洪水	土砂災害	地震	大規模火災
1	金山町町民グラウンド	大字金山 666-4	×	○	○	○
2	金山中学校グラウンド	大字金山 641-3	×	○	○	○
7	金山小学校グラウンド	大字金山 108-2	○	○	○	○
8	旧田茂沢分校グラウンド	大字金山 1374	×	×	○	○
10	旧明安小学校グラウンド	大字下野明 1696-1	×	○	○	○
12	旧有屋小学校グラウンド	大字有屋 484-11	×	○	○	○
14	旧中田小学校グラウンド	大字中田 637-2	×	○	○	○
15	旧朴山分校グラウンド	大字朴山 259-1	×	○	○	○

資料18 避難所

1 指定避難所一覧

No.	施設又は場所の名称	所在地	指定する災害の種別				指定避難所	指定緊急避難場所
			洪水	土砂災害	地震	大規模火災		
1	旧金山町中央公民館	金山 662-1	○	○	×	○	○	
2	金山町町民グラウンド	金山 666-4	×	○	○	○	○	

3	金山中学校体育館	金山 641	○	○	○	○	○	○
4	金山中学校グラウンド	金山 641-3	×	○	○	○		○
5	勤労者体育センター	金山 556-4	○	○	○	○	○	○
6	金山小学校体育館	金山 108-2	○	○	○	○	○	○
7	金山小学校グラウンド	金山 108-2	○	○	○	○		○
8	旧田茂沢分校グラウンド	金山 1374	×	×	○	○		○
9	旧明安小学校体育館	下野明 1696-1	○	○	○	○	○	○
10	旧明安小学校グラウンド	下野明 1696-1	×	○	○	○		○
11	旧有屋小学校体育館	有屋 484-11	○	○	○	○	○	○
12	旧有屋小学校グラウンド	有屋 484-11	×	○	○	○		○
13	旧中田小学校体育館	中田 637-2	○	○	○	○	○	○
14	旧中田小学校グラウンド	中田 637-2	×	○	○	○		○
15	旧朴山分校グラウンド	朴山 259-1	×	○	○	○		○
16	農村環境改善センター	金山 571	○	○	○	○	○	○
17	老人福祉センターやくし苑	金山 561	○	○	○	○	○	○

2 福祉避難所

地域	番号	施設名称	所在地	面積 (㎡)	収容可能人員 (人)	構造・階数
金山 地域	01	特別養護老人ホーム 高齢者生活福祉センター みすぎ荘	大字金山荒屋829-1	3,849.6	150	鉄筋平屋

3 自主避難所一覧

No.	施設又は場所の名称	所在地	指定する災害の種別			
			洪水	土砂 災害	地震	大規模 火災
1	新庄南高等学校金山校体育館・武道館	金山 248-2	○	○	○	○
2	新庄南高等学校金山校グラウンド	金山 252-1	×	○	○	○
3	ホットハウスカムロ	有屋 1400	○	○	○	○
4	十日町公民館	金山 664	○	○	×	×
5	八幡公園	金山字金山町 357-4	×	○	○	○
6	羽場公民館	金山 938-1	○	○	×	×
7	羽場児童公園	金山字羽場 950-1	×	○	○	○
8	七日町公民館	金山 305	○	○	×	×
9	大柳公園	金山字大柳 288-1	×	○	○	○
10	内町公民館	金山 150	○	○	○	○
11	山崎公民館	山崎 338-1	○	○	○	×
12	山崎地区農村公園	山崎字愛宕山 739-1	×	○	○	○
13	荒屋公民館	金山字荒屋 368	○	○	×	○
14	三枝公民館	山崎字三枝 162-1	○	○	×	○
15	三枝地区農村公園	山崎字三枝 162-1	×	○	○	○
16	下野明公民館	下野明 712-1	○	○	×	○
17	檜台公民館	下野明 673-1	○	○	○	○
18	下野明地区農村公園	下野明字檜台 576-2	×	○	○	○
19	片貝公民館	下野明 221-3	○	○	×	○
20	安沢公民館	安沢 476-1	○	○	○	○

21	安沢地区農村公園	安沢 476	×	○	○	○
22	田茂沢公民館	金山 1474-2	○	×	×	○
23	ぬかづか会館	金山字魚清水 998-3	○	○	×	○
24	稲沢公民館	有屋 941-1	○	○	○	○
25	宮公民館	有屋 605	○	×	○	○
26	柳原公民館	有屋 157	○	○	○	○
27	下向公民館	有屋 393-1	○	×	○	○
28	下向公民館広場	有屋 393-1	×	×	○	○
29	下向地区農村公園	有屋字下向 358-5	×	○	○	○
30	入有屋公民館	有屋 3-7	○	○	○	○
31	杉沢公民館	中田 619-5	○	×	×	○
32	外沢公民館	中田 590-5	○	○	○	○
33	上中田公民館	中田 184	○	×	×	○
34	上中田山村広場	中田 177	×	×	○	○
35	下中田公民館	中田 651-1	○	○	×	○
36	中田地区農村公園	中田字杉沢 651-1	×	○	○	○
37	小蟬公民館	中田 490-3	○	○	○	○
38	谷口公民館	飛森 525-1	○	○	×	○
39	菅手公民館	飛森 878-2	○	○	○	○
40	飛森公民館	飛森 1006-6	○	×	○	○
41	漆野公民館	漆野 50-4	○	×	○	○
42	朴山公民館	朴山 259-1	○	○	○	○
43	板橋公民館	朴山 545	○	○	×	○
44	長野公民館	朴山 1453-2	○	○	×	○

資料19 町内の社会福祉施設

施設名	所在地	電話番号	備考
金山町老人福祉センター やくし苑	大字金山561	52-2099	
社会福祉法人陽だまり 認定こども園めぐたま	大字金山字荒屋35-1	52-2355	
社会福祉法人金山厚生会 ・特別養護老人ホームみすぎ荘 ・高齢者生活福祉センターみすぎ荘	大字金山字荒屋829-1	52-3300	
神室ふくすけの家株式会社	大字金山465-32	64-2020	
NPO法人すぎのこハウス かねやまハウス	大字金山302-1	52-7645	

資料20 水道施設の状況

令和4年4月現在

事業名称	創設年月日	現在給水人口	給水戸数	実績一日平均給水量
金山上水道	昭和45年9月	4,995人	1,703戸	981m ³

資料21 応急給水器材

令和5年1月現在

事業名称	容量	数量	備考
給水タンク	2,000ℓ	1基	
給水タンク	20ℓ	40ヶ	
応急給水栓	口径30mm	2基	
応急給水袋	6ℓ	200袋	

資料22 臨時ヘリポート（発着可能場所）

令和5年1月現在

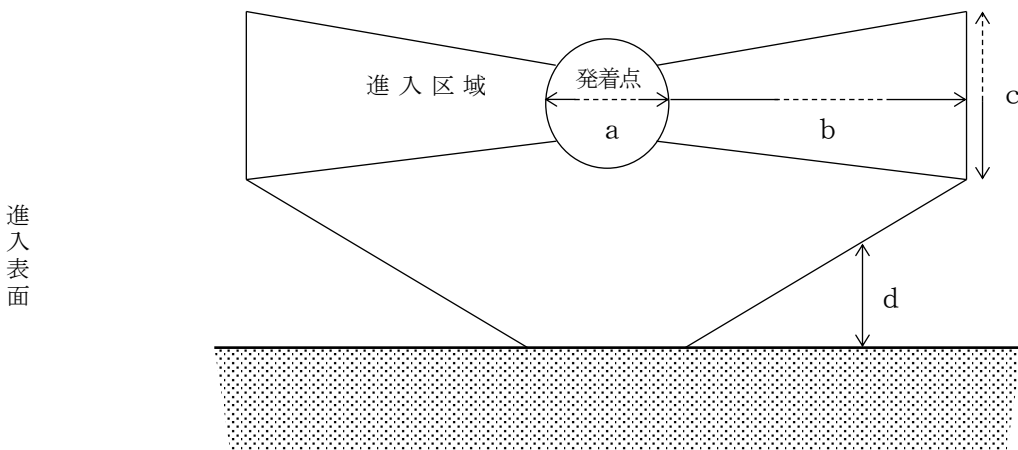
施設名	所在地	冬期離着陸	備考
ホットハウスカムロ前駐車場	金山町大字有屋1400	○	
グリーンバレー神室広場	金山町大字有屋1400	○	
こもれび館広場	金山町大字有屋字長野沢1761		
こもれび館駐車場	金山町大字有屋字長野沢1761	○	
神室ダム古代広場	金山町大字有屋字神室国有林		
入有屋地区公民館前	金山町大字有屋3-7		
旧有屋小学校グラウンド	金山町大字有屋484-11		
旧明安小学校グラウンド	金山町大字下野明1691-1		
三枝公民館広場	金山町大字山崎字三枝162-1		
近岡林産広場	金山町大字飛森字菅越330-1		
金山除雪ステーション	金山町大字飛森字穴沢385-4	○	
新主寝坂トンネル入り口駐車場	金山町大字中田2-1	○	
旧中田小学校グラウンド	金山町大字中田637-2		
高規格道路下広場	金山町大字中田字古前坂410-4		
白岩土木建築(株)中田資材置場	金山町大字中田字棚木沢口68-3		
金山中学校グラウンド	金山町大字金山640		
金山川河川敷	金山町大字金山七日町地内金山川河川敷		
町民グラウンド	金山町大字金山664-4		
金山小学校グラウンド	金山町大字金山108-2		
新庄南高校金山校グラウンド	金山町大字金山248-2		

資料23 ヘリポート設置基準

ヘリコプターは、風に向かって約12度の上昇角、降下角で離着陸するものであることから、ヘリポートの設定については、次のことを十分考慮する必要がある。

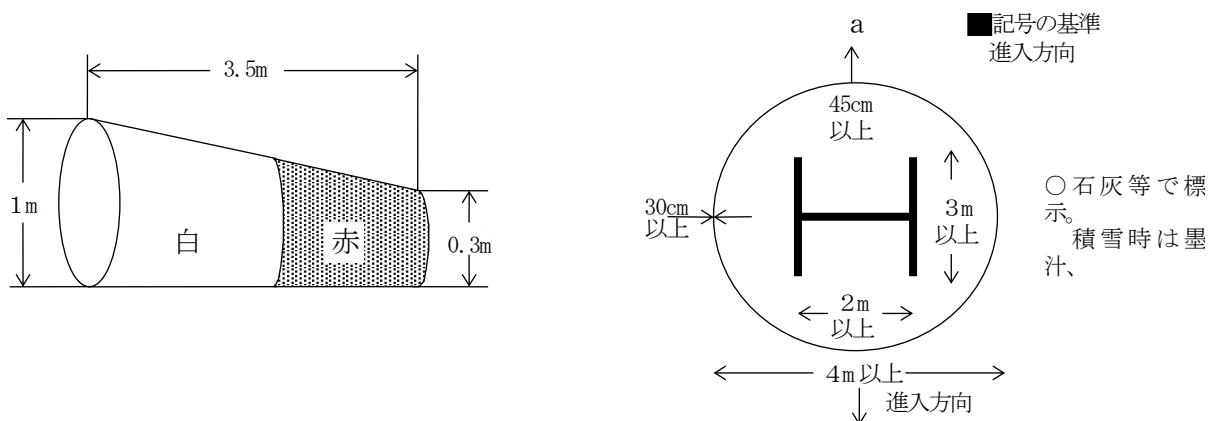
- (1) 仰角9度の線上400m幅20mにわたって障害物がないこと。
- (2) 地面は堅固で傾斜6度以内であること。
- (3) ヘリポート近くに、上空から確認し得る風の方向を示す吹き流し、又は旗をたてること。
- (4) 離着陸時は風圧等により危険があるので、人を接近せしめないようにすること。
- (5) 着陸地点には、石灰等を用いてHの記号を標示して着陸中心を示すこと。
- (6) 物資を輸送する場合は、搭載量を超過しないため重量計を準備すること。

ヘリポートの設定基準



	a (m)	b (m)	c (m)	d (度)
中全 (中型全日)	75	400	75	9
中昼 (中型昼のみ)	50	400	50	9
小全 (小型全日)	45	400	15	12
小全 (小型昼のみ)	30	400	15	12

風の方角が分かるようにヘリコプターの近くに吹き流しを立てる。標準寸法は図のとおりである。



資料24 緊急通行車両標章



備考1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料25 県管理水位観測所

名称	所在地	管理者
金山	金山町金山	山形県
上台	金山町下野明	山形県

資料26 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県内市町村（以下「市町村」という。）において、地震等による大規模災害が発生した場合に、市町村の相互応援を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当課の設置)

第2条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

(応援調整市町村の設置)

第3条 市町村は、大規模災害時に、被災市町村の応急応援を迅速、円滑に推進するため、あらかじめ地域ごとに応援調整市町村を定めておくものとする。

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報収集及び提供
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供等
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の提供等
- (4) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供等
- (5) 救援及び救助活動並びに応急措置に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の応援等
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供等
- (7) 前各号の定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第5条 応援を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話又は電信等により迅速に要請を行うとともに、後日文書によって応援を行って市町村に速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号から第4号までに掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第5号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前条各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

第6条 市町村は、大規模災害と認められる災害が発生し、被災市町村への応援を必要と認めたときは、要請を待たずに自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村は、応援調整市町村と十分な連絡調整を行うものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災市町村の負担とする。

(その他)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じて情報や資料を相互に交換するものとする。

2 この協定に定めない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、協議して定めるものとする。

第9条 この協定は、平成7年11月20日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書44通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成7年11月20日

協定者

市町村長等氏名印

(44市町村長連署)

資料27 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定の運用について

- 1 本協定は、運用に当たっては県と十分連携を図ることとする。
- 2 第2条関係
協定書第2条に定める連絡担当課は別表1のとおりとする。
- 3 第3条関係
 - (1) 協定書第3条に定める応援調整市町村は別表2のとおりとする。
 - (2) 応援調整市町村の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - ① 被災市町村の被害状況の収集と提供
 - ② 被災市町村が必要とする応援の種類等の集約及び応援市町村との連絡
 - ③ 前2号に定めるもののほか必要な事項
- 4 第4条、第5条、第6条関係
 - (1) 応援に従事する者（以下、「応援職員」という。）は、応急措置の実施については、被災地の市町村の指揮の下に行動するものとする。
 - (2) 応援職員は、応援市町村名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。また、応援車両には、応援市町村名を表示する腕章等を掲示し、運行するものとする。
 - (3) 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。
 - (4) 被災市町村は、災害の状況により必要に応じ、応援職員に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与する。
- 5 第7条関係
 - (1) 阪神・淡路大震災においては、本県においても、多くの人的及び物的援助を行ったが、被害の甚大さに配慮し、かつ応援期間が短期間であったこともあり、〈建築確認業務等〉の長期派遣を除き、すべて自主的な応援として取り扱ったところである。
 - (2) 本協定は、法的義務を踏まえながら、甚大な被害が生じた県内市町村に対し、国、県及び隣県等の応援が円滑に行われるまでの初動時での迅速な対応に重点をおいたものである。そのため、被災地市町村の経費負担を原則としながらも、両者の協議による場合はこの限りでないものとする。
- 6 その他
 - (1) 市町村は、本協定の円滑な運用を図るため、平常時の連絡調整等を担当する幹事市町村を別表2に掲げる市町村として代表幹事を山形市とし、この運用に定めない事項で特に必要が生じた場合は、適宜担当課長会議を開催し、協議して定める。
 - (2) この運用は、平成7年11月20日から適用する。

別表1

連絡担当課

市町村名	担当課	課長	課長補佐	担当係長	担当者	災害用電話番号・ファックス番号		
						執務時間中		勤務時間外 (受信先名称)
						NTT	防災無線	
〇〇市町村						FAX	FAX	0

別表2

1 応援調整市町村

被災地域	応援調整市町村		
	第 1 順 位	第 2 順 位	第 3 順 位
村山	鶴 岡 市	酒 田 市	新 庄 市
最上	上 山 市	米 沢 市	長 井 市
置賜	村 山 市	新 庄 市	鶴 岡 市
庄 内	平野東縁地震	山 形 市	東 根 市
	県西方沖地震	新 庄 市	天 童 市

2 大規模地震以外による災害発生時

被災地域	応援調整市町村		
	第 1 順 位	第 2 順 位	第 3 順 位
東 南 村 山	寒 河 江 市	南 陽 市	東 根 市
西 村 山	山 形 市	長 井 市	東 根 市
北 村 山	新 庄 市	天 童 市	寒 河 江 市
最 上	村 山 市	酒 田 市	鶴 岡 市
東 南 置 賜	長 井 市	上 山 市	寒 河 江 市
西 置 賜	米 沢 市	寒 河 江 市	上 山 市
鶴 岡	酒 田 市	寒 河 江 市	新 庄 市
酒 田	鶴 岡 市	新 庄 市	尾 花 沢 市

- 1 応援調整市町村は、県総合防災課及び所管総合支庁と連携して、各市町村との調整や情報交換等を行うものとする。
- 2 東村山、西村山、北村山、最上、東南置賜、西置賜地域とは、それぞれの総合支庁の管内市町村とし、鶴岡、酒田地域とは、それぞれの消防本部の管轄市町村とする。

資料28 町内地震観測機器設置場所

施設名	所在地	電話番号
金山町役場	金山町大字金山324-1	52-2111
山形金山町中田	金山町大字中田字杉沢325-4	

資料29 災害救助に関する金山町長と新庄市最上郡医師会会長との協定書

金山町長松田貢(以下「甲」という。)と新庄市最上郡医師会会長須藤俊亮(以下「乙」という。)とは、非常災害時における救助の万全を期すため、次により協定を締結するものとする。

(救助の協力)

第1条 乙は、金山町地域防災計画に基づいて甲が行う救助のうち、医療に関する救助の実施について、この協定の定めるところにより協力するものとする。

(救護班の編成)

第2条 乙は、非常災害に備え、会員を班長とする救護班を相当数編成するものとする。

(救護班の派遣)

第3条 乙は、甲から救護班の派遣要請があった場合は、直ちに派遣するものとする。

(医療施設の利用)

第4条 救助は、救護班によることを原則とするが、急迫した事情のある場合、医療機関に収容して救助を行う必要のある場合等においては、乙は、会員の医療施設の利用について協力が得られるよう取り計らうものとする。

(救助の範囲)

第5条 乙が行う救助の範囲は、医療、助産及び死体の処理とし、その内容は、山形県災害救助法施行細則(以下「救助法施行細則」という。昭和35年山形県規則第4号)別表第1に定めるところによるものとする。

(医薬品及び衛生材料)

第6条 救助に必要な医薬品及び衛生材料は、原則として、新庄市最上郡医師会会員の手持ちのものを使用するものとする。ただし、甲は、必要な場合は補給の措置を講ずるものとする。

(救護班の報告)

第7条 救護班の班長は、救助を行った場合においては必要な記録を行うとともに、乙及び甲に報告するものとする。なお、記録は、救助法施行細則第14条に定める様式により行うものとする。

(費用弁償)

第8条 甲は、この協定による救助に要した費用については、費用弁償を行うものとする。なお、費用弁償に関して必要な事項は救助法施行細則の規定を準用するものとする。

(扶助金)

第9条 甲は、この協定による救助活動に従事した者が、このために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、扶助金を支給するものとする。なお、扶助金に関して必要な事項は災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)の規定を準用するものとする。

(細目)

第10条 救助の実施に関し必要な細目は、別に定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の確実を期するため、この協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成14年1月24日

甲金山町長

乙新庄市最上郡医師会
会長

資料30 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長(以下「甲」という。)と、金山町長(以下「乙」という。)とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

(情報交換の開始時期)

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 金山町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合
- 二 金山町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

(情報交換の内容)

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする

- 一 一般被害状況に関する事
- 二 公共土木施設(道路、河川、ダム、砂防、都市施設等)被害状況に関する事
- 三 その他必要な事項

(災害対策現地情報連絡員(リエゾン)の派遣)

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

(災害対策現地情報連絡員(リエゾン)の受入れ)

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

(平素の協力)

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成21年12月25日

甲仙台市青葉区二日町9番15号
国土交通省東北地方整備局長

乙最上郡金山町大字金山324-1
金山町長

資料31 災害時における一般廃棄物の収集運搬等に関する協定

新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村及び戸沢村(以下「甲」という。)と新庄最上清掃事業組合(以下「乙」という。)は、災害時における一般廃棄物の収集運搬等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲の区域内において災害により緊急事態が発生した場合に、乙が甲に対して実施する浄化槽汚泥、し尿、汚水及び一般廃棄物等の収集運搬等の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力事項)

第2条 甲の区域内において災害により緊急事態が発生した場合に、乙が甲に協力する事項(以下「協力事項」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬に関すること。
- (2) 下水道管路破損による汚水処理に関すること。
- (3) 浄化槽の点検及び管理に関すること。
- (4) 生活系ごみの収集運搬に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、甲の要請により乙が協力を実施することができる事項

(要請)

第3条 甲は、災害により緊急事態が発生した場合において、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を記載した書面をもって、乙に対し協力事項の実施を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話及び電子機器をもって要請し、事後に書面を提出することができる。

- (1) 災害による緊急事態の状況
- (2) 協力事項の実施を要請する理由
- (3) 協力事項の実施を要請する施設名
- (4) 協力事項の内容
- (5) 前各号に定めるもののほか、乙が協力事項を実施するために必要な事項

(実施)

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、甲の指示に従い、協力事項を実施するものとする。

(報告)

第5条 乙は前条の規定により協力事項を実施したときは、次に掲げる事項を記載した書面をもって、速やかに甲に報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話及び電子機器にて報告し、事後の書面を提出することができる。

- (1) 実施した協力事項の内容
- (2) 協力事項の実施に要した資機材等の品名、数量及び作業員の人数
- (3) 前2号で定めるもののほか、甲が協力事項の内容を確認するために必要な事項

(経費の負担)

第6条 乙は初期活動期間(甲が乙に要請した日から起算して1週間をいう。以下同じ。)においては、協力事項を無償で実施するものとする。

- (1) 初期活動期間以外の期間における乙の協力事項の実施に要する経費については、甲がこれを負担する。
- (2) 前号の経費の算出に当たっては、災害等緊急事態が発生する直前における適正な価格を基準とし、

甲及び乙が協議し決定するものとする。

(3) 甲は、前2号の規定により甲が負担すべき経費に相当する金額の支払について乙から適正な請求があったときは、30日以内に当該金額を乙に支払うものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書9通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年10月25日

甲新庄市
新庄市長

金山町
金山町長

最上町
最上町長

舟形町
舟形町長

真室川町
真室川町長

大蔵村
大蔵村長

鮭川村
鮭川村長

戸沢村
戸沢村長

乙新庄最上清掃事業組合
理事長

年月日

新庄最上清掃事業組合理事長様

市町村長

災害時における協力要請書

災害時における一般廃棄物の収集運搬等に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

連絡先	電話
口頭、電話などによる連絡の日時	年月日時分
災害による緊急事態の状況	
要請理由	
要請する施設名	
要請内容	
要請期間	
概要	

年月日

市町村長様

新庄最上清掃事業組合理事長

災害時における協力要請業務実施報告書

災害時における一般廃棄物の収集運搬等に関する協定第5条の規定に基づき、次のとおり報告します。

連絡先	電話
協力事項の内容	
実施に要した資機材の品名、数量及び作業員の人数	
初期を超えて協力した場合の経費の概要	
概要	

資料32 日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」

(趣旨)

第1条 この計画は、山形県内に水道災害が発生した場合、日本水道協会山形県支部(以下「県支部」という。)内の被災事業体が、速やかに給水能力を回復できるよう、県支部会員(以下「各都市」という。)相互間で行う応援活動について必要な事項を定める。

(相互応援体制)

第2条 県支部内に属する各都市内で対応不可能な災害が発生した場合は、山形県支部長(以下「県支部長」という。)の要請により、各都市は、被災事業体の応急給水及び応急復旧等に全面的に協力する。

(組織及び連絡担当課)

第3条 県支部内の各都市を庄内、最北、村山、置賜の4ブロックに分け、各ブロックに代表都市を設置する。
なお、ブロック組織図は、別図のとおりとする。

2 県支部にこの協定の事務局を設置する。

3 県支部長都市及び代表都市は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生のあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

(応援要請の方法)

第4条 代表都市は、ブロック内の被災事業体から応援要請があり、ブロック内での対応が困難と認めたとき又は代表都市が被災し、応援を受ける必要があると認めたときは、県支部長に対し応援の要請を行うものとする。

2 前項により被災都市から応援の要請を受けた県支部長は、必要に応じ、直ちに他の代表都市に対して応援の要請を行うものとする。

3 前項により、県支部長からの応援要請を受けた代表都市は、ブロック内の会員に対して応援を要請し、調整するとともに、その結果を速やかに県支部長に報告するものとする。

4 県支部長は、代表都市からの報告をもとに応援を行う会員を定めるものとする。

5 県支部長は、県支部内での応援が困難と認めたときは、日本水道協会東北地方支部長に対して、応援の要請を行うものとする

(応援要請の連絡内容)

第5条 応援の要請は、次の事項を明らかにし文書で要請するものとする。ただし、正式の文書をもって要請する暇がないときは、口頭、電話等により行い文書を省略することができるものとし、後日速やかに正式の文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(情報連絡担当事業体)

第6条 県支部長都市及び代表都市が被災した場合に情報連絡調整を行う担当となる事業体(以下「情報連絡担当事業体」という。)を置く。

2 情報連絡担当事業体は、隣接する代表都市があたるものとし、対象となる代表都市ごとに別に定める。

3 情報連絡担当事業体は、別に定める規模以上の災害が発生した場合には、被災した代表都市と連絡をとり

あい、被災の状況の把握、応援要請に関する連絡調整等を行うものとする。

(県支部現地救援本部の設置)

第7条 県支部長は、災害の規模が大きく応援を行う事業体間の連絡調整を行う必要があると認めるときは、県支部現地救援本部(以下「県支都現地救援本部」という。)を設置することができる。

2 県支部現地救援本部は、県支部長都市、情報連絡担当事業体、応援要請を受けた代表都市及び応援事業体の職員、その他必要があると認められる者で構成する。

3 災害の規模が特に大きく、厚生労働省、日本水道協会等による現地救援本部(これに相当する組織を含む。)が設置されたときは、県支部現地救援本部は当該現地救援本部に移行する。

(応援活動)

第8条 各会員が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水
- (2) 応急復旧
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 漏水調査
- (5) 工事業者の斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあつた事項

(応援要請の派遣)

第9条 第4条により応援要請を受けた会員は、直ちに応援体制を整え被災事業体に協力するものとする。

2 応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるように、テント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させる。

3 派遣応援隊員は、被災事業体の指示に従つて作業に従事する。

4 派遣応援隊員は、応援水道事業体名を表示した腕章等を着用する。

(応援要員の受入)

第10条 応急給水、応急復旧及び漏水調査を迅速、かつ、適切に遂行できるようにするため、被災事業体は、応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定するものとする。

(費用負担)

第11条 この協定に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及びその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災事業体が負担するものとする。

(情報の交換)

第12条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、県支部長都市及び代表都市の連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者で構成する協議会を設け定期的に情報の交換を行うものとする。

(会員以外への協力)

第13条 会員以外の水道事業体に水道災害が発生し被災したときは、会員は前各条に準じ応急給水等の協力を努めるものとする。

(指針)

第14条 この協定の実施に関して必要な指針については、県支部長が別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成10年5月26日から適用する。

(日本水道協会山形県支部「水道施設の災害に伴う相互応援計画」の廃止)

- 2 日本水道協会山形県支部「水道施設の災害に伴う相互応援計画(平成7年5月24日協定)」は、廃止する。

資料33 災害時等における物資調達に関する協定書（東北カートン(株)）

金山町(以下「甲」という。)と東北カートン株式会社(以下「乙」という。)の間に、災害救助に必要な物資等(以下「物資」という。)の緊急調達に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、金山町地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の緊急調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時等において物資を必要とするときは、乙に対して物資の緊急調達を要請することができるものとする。

(救助物資の調達範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する品目とする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適時見直すものとする。

- (1) 段ボール製品(段ボールベッド、段ボールシート、段ボールケース、避難所等で使用するもののうち、段ボールで代用が可能と思われる製品)
- (2) その他乙の取扱商品

(協力の実施)

第4条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、特別な理由がない限りに優先して、甲の要請事項を実施するものとする。

(要請手続)

第5条 甲が乙に対して行う第2条に規定する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(物資の運搬・引渡し)

第6条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

(経費の負担)

第7条 物資の調達及び運搬に係る経費は、甲が負担する。

- 2 前項の価格は、甲及び乙が協議のうえ、災害発生時の直前時における適正な価格をもって決定するものとする。

(報告)

第8条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して在庫品目、数量等について資料の提出を求められることができる。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲及び乙の一方又は双方から解除の申し出のない限り、さらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年6月21日

甲山形県最上郡金山町金山324-1
金山町町長

乙山形県山形市高木20番地
東北カートン株式会社
取締役社長

資料34 災害時等における応急対策活動に関する協定書（もがみ北部商工会工業部会金山支部）

金山町（以下「甲」という。）ともがみ北部商工会工業部会金山支部（以下「乙」という。）とは、金山町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における甲が管理する道路、河川、公園、上下水道、学校等公共の用に供する施設（以下「公共施設等」という。）の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図るために実施する応急工事その他の災害への緊急支援活動（以下「応急対策」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等における公共施設等の応急対策の実施に関し、必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他の異常な自然現象又は大規模な火災などによる被害をいう。

（協力の要請）

第3条 甲が、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対して公共施設等の応急対策の協力を要請することができる。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、原則として甲の職員の指示に基づき応急対策について協力するものとする。

（要請の方法等）

第5条 第3条の要請は、原則として次の各号に掲げる事項を記載した文書（別記1）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請月日
- (2) 要請場所
- (3) 要請内容
- (4) 前各号に定めるもののほか、その他必要な事項

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について確認し、災害時等に支障をきたさないよう、日頃から点検及び改善に努めるものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、あらかじめ応急対策に関する連絡責任者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（経費の負担）

第7条 甲の要請により、乙が応急対策の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

別記1

金環第号
平成年月日

もがみ北部商工会工業部会金山支部
支部長星川広喜殿

金山町長

災害時等における応急対策活動に関する協定に基づく
応急対策活動等の要請について

もがみ北部商工会工業部会金山支部と締結している「災害時等における応急対策活動等に関する協定書」
第3条の規定により、下記の通り応急対策活動等の協力を要請します。

記

- 1 要請月日 平成年月日
- 2 要請場所 金山町管内
- 3 要請内容例 被害の状況調査
必要とする応急対策の内容
- 4 その他必要な事項
- 5 連絡責任者金山町課係

職・氏名

電話番号0233-52-2111 (内線270)

資料35 千葉県我孫子市及び山形県金山町災害時相互応援協定書

千葉県我孫子市（以下「甲」という。）と山形県金山町（以下「乙」という。）とは、都市的規模の大きさの相違や、遠距離に位置することなどを理解したうえで、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）時において、被害を受けた自治体の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、相互の応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの区域内において災害が発生し、被災者支援等の応急措置の実施が十分にできない場合における、協定自治体相互の救援資機材の援助及び被災者支援について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。ただし、応援は、甲又は乙の過剰な負担にならない範囲内におけるものとする。

- (1) 被災者の支援に必要な物資及び機材の提供
- (2) 食糧・飲料水その他生活必需品等の物資及びそれらを提供するために必要な機材の提供
- (3) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供
- (4) この協定に基づき実施する応急に必要な職員の派遣
- (5) 災害救助ボランティアのあっせん
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請手続）

第3条 応援を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡するとともに、速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援に要する品目、規格、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援に要する職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所及び集結場所
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げる定めるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第4条 甲又は乙は、応援の要請を受けた場合は、直ちに必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。

2 甲又は乙は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。

（連絡窓口）

第5条 甲乙は、必要な情報等を相互に提供することにより応援の円滑な運営を図るため、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

（指揮権）

第6条 応援を行う自治体の職員が応援に従事するときは、応援を受ける自治体の災害対策本部長の指揮に

従い行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として応援を受ける自治体の負担とする。

2 前項の規定によりがたいときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第8条 応援に派遣した職員がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、応援を行う自治体が負担するものとする。ただし、応援を受ける自治体において応急治療する場合の治療費は、応援を受ける自治体が負担するものとする。

2 応援に派遣した職員が、応援を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける自治体への往復途中において生じたものを除き、応援を受ける自治体はその賠償の責務を負うものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成24年11月7日

甲千葉県我孫子市我孫子1858番地
我孫子市
我孫子市長

乙山形県最上郡金山町大字金山324番地1
金山町
金山町長

資料36 金山町消防団協力事業所表示制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図るため、金山町消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所町長が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）
- (3) 消防団協力事業所表示証前号の協力事業所に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証（以下「表示証」という。）
- (4) 消防団長等消防団長のほか、地区代表等の消防団活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 協力事業所として認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、町長に金山町消防団協力事業所表示申請書（様式第1号）により申請を行なうものとする。

2 消防団長等は、表示証を交付する事業所等について、金山町消防団協力事業所表示推薦書（様式第2号）により、町長に推薦することができる。

3 町長は、前項の規定による推薦書の提出があったときは、当該被推薦事業所等に対して、表示証の交付の希望の有無を確認するものとする。

(認定基準)

第4条 町長は、前条の申請について、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行なうものとする。

- (1) 従業員が消防団員として2名以上入団し、従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (2) 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
- (3) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、町長が特に優良と認める事業所等

(審査)

第5条 町長は、前条の基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

(表示証の交付)

第6条 町長は、審査の結果、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等（消防関係法令に違反している事業所は除く。）に表示証（様式第3号）を交付するものとする。

2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、協議の上、他の市町村長と連名で、表示証を交付することができるものとする。

(表示証の表示)

第7条 協力事業所は、表示証を表示することができる。

- (1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により行なう映像その他の広告

2 表示できる表示証の様式については、前条に掲げる様式第3号のほか、様式第3号の寸法を同率に拡大

又は縮小したものとする。

(表示証交付整理簿の備え付け)

第8条 表示証の交付に際して、町長は金山町消防団協力事業所表示証交付整理簿(様式第4号)を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第9条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年又は次条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証(以下「総務省消防庁表示証」という。)の交付を受けた場合は、表示の有効期間は、総務省消防庁消防団協力事業所の総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第7条に規定する表示を行なうことができない。

3 町長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

(認定の取消し)

第10条 町長は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき、又はその他協力事業所としての表示が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消し、その理由を文書で通知するものとする。

2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を町長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第11条 町長は、協力事業所の名称、消防団への協力内容その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(所掌)

第12条 この要綱に関する事務は、町民税務課において所掌する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

資料37 災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定書

金山町（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社山形主管支店（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資等の輸送並びに物資拠点施設の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の貨物自動車による物資等の輸送並びに物資拠点施設の運営に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し貨物自動車、運転者等（以下「車両等」という。）の提供および救援物資の輸送の協力並びに物資拠点施設の運営を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り、要請に協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、第1号様式により業務の内容、期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- (2) 災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) 支援物資等の保管施設の運営業務
- (4) その他甲が必要とする応急対策業務

（事故等）

第4条 乙の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、乙が可能と認める範囲で、速やかに当該貨物自動車を交換してその輸送を継続するものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき第3条の本業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに第2号様式により業務実施内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が第3条の本業務を実施した場合に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用については、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

（連絡先等確認）

第8条 物資等の輸送並びに物資拠点施設の運営に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先および連絡責任者・担当者を定めるものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速や

かに第3号様式により相手先に報告するものとする。

(雑則)

第9条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成26年月日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年2月25日

甲山形県最上郡金山町大字金山324-1

金山町長

乙山形県山形市上柳48-1

ヤマト運輸株式会社山形主管支店

主管支店長

資料38 災害時における福祉避難所指定等に関する協定書

金山町（以下「甲」という。）と社会福祉法人金山厚生会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における福祉避難所の指定等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、金山町地域防災計画に基づき、甲が乙の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時にその施設に福祉避難所を開設し、運営することについて、乙に協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（指定施設）

第2条 甲が、福祉避難所として指定する乙の施設は次のとおりとする。

所在地：山形県最上郡金山町大字金山字荒屋829-1

施設名：特別養護老人ホームみすぎ荘

高齢者生活福祉センターみすぎ荘

（協力の要請）

第3条 甲は、町指定避難所（以下「避難所」という。）が開設された場合で、避難所での生活が困難な災害時要援護者（以下「要援護者」という。）があると認めるときは、乙に前条に掲げる施設（以下「乙の施設」という。）における福祉避難所の開設及び甲が指定する要援護者の当該福祉避難所への受け入れを要請するものとする。なお、要援護者には町外から避難している人も含まれる。

（受入等）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があったときは、当該要援護者の受入れの可否を速やかに判断し当該可否を甲に連絡するものとする。この場合において、乙は、できる限り甲の要請を受け入れよう努めるものとする。

2 福祉避難所への要援護者の移送については、原則として当該要援護者の家族又は介護者（以下「家族」という。）が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への移送を行うように努めるものとし、乙は、甲から当該移送について協力依頼があった時には、可能な範囲内において当該移送に協力するものとする。

3 甲は、家族等を要援護者とともに福祉避難所に避難させることができるものとし、乙は、家族等を避難所に避難した者として受入を行うものとする。

4 乙は、前条の規定による甲の要請がない場合において、乙の施設に避難した者を、避難所での生活が困難である要援護者であると認め、乙の施設に受け入れたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

5 甲は、乙の施設に避難してきた者を前項の規定による乙の報告に基づき要援護者であると認めるときは、前条の規定による甲の要請により乙に受け入れられたものとみなす。この場合において、乙が当該要援護者の家族等を受け入れているときは、その家族については、第3項の規程を適用する。

（受入期間等）

第5条 乙が要援護者を受入れ期間（以下「受入期間」という。）は、受入れの日から起算して7日以内とする。

2 前項に規程にかかわらず、甲が必要と認める場合は、必要最小限の範囲内で延長できるものとし、甲乙協議して定めるものとする。

3 乙は、受入期間が終了したときは、福祉避難所を閉鎖するものとする。

（物資の提供等）

第6条 乙は、受け入れた要援護者及びその家族等に対し、必要な食糧、被服、寝具その他の生活必需品

(以下「物資」という。)を提供するとともに、要援護者の日常生活の支援並びに当該要援護者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

2 甲は、乙が物資の提供等福祉避難所の運営を行うに当たり、物資が不足する場合は、可能な範囲内で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、災害救助法(昭和22年法律第118号)その他関連法令の定めるところにより、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

2 前項の費用の算定方法は、家族等は避難所に避難した者として算定するものとする。

3 甲は、乙から第1項の費用の支払について請求があったときは、遅滞なく乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、次条に定めるものを除くほか、要援護者の受入れに伴い知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この協定による事務を処理するため個人情報を取扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 受け入れた要援護者または家族等に対する乙の対応が著しく誠意を欠くと認められるとき。

(2) 乙が正当な理由がなくこの協定を誠実に履行しないとき、または履行する見込みがないと認められるとき。

(3) 乙が福祉避難所の運営を維持することができないと認められるとき。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 乙は、前項の意思表示を行うときは、文書により甲に通知するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(円滑な運用)

第14条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるように、平素から情報の交換を行い、甲乙の連携を図るものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年11月1日

甲山形県最上郡金山町大字金山324-1

金山町長

乙山形県最上郡金山町大字金山字荒屋829-1

社会福祉法人金山厚生会

理事長

資料39 災害時における応急対策用燃料（液化石油ガス）等の供給応援に関する協定書

金山町（以下「甲」という。）と山形県LPG協会最上支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が金山町内で発生した場合に、乙が甲に対して実施する応急対策用燃料としての液化石油ガス及び甲が設置する避難所等（住民が自主的に避難した地区公民館等で、甲が金山町避難所と指定していないものも含む。）で使用する液化石油ガス用燃料器具の供給（以下「供給応援」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合に、乙に供給応援を要請することができる。

2 前項の要請は、次に掲げる事項を記載した書面（別紙、様式1）により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び供給応援を要請する理由
- (2) 供給応援を必要とする品目名とその数量
- (3) 供給応援を必要とする場所及び当該場所に既に液化石油ガスが供給されている場合はその販売所等
- (4) 供給応援を必要とする期間及び活動内容
- (5) 供給応援を実施した場合の第4条の規定に基づく報告を提出する課等名
- (6) その他参考となる事項

（実施）

第3条 乙は、甲から供給応援の要請を受けたときは、乙に加盟する販売所等と連絡調整を行い、特別な事情がない限り、供給応援を実施するものとする。

2 供給応援に当たっては、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）を遵守し、乙の指示に基づき乙に加盟する販売所等が適正に実施するものとする。

（報告）

第4条 乙又は乙に加盟する販売所等は、前条の規定に基づき供給応援を実施した場合は、次に掲げる事項を記載した書面（別紙、様式2）により、速やかに甲に報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に書面を提出するものとする。

- (1) 供給応援を実施した品目名とその数量
- (2) 供給応援を実施した日時及び場所
- (3) 供給応援実施者名
- (4) 立会い確認者名
- (5) その他必要事項

(連絡責任者)

第5条 甲及び乙は第2条の規定による応援の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(経費の負担)

第6条 第3条の規定による供給応援のために要する経費は、甲が負担する。

2 前項の経費の算定に当たっては、液化石油ガス及び液化石油ガス用燃焼器具の価格は、災害が発生する直前における通常の価格を基準とする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から解除の申し出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に3年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年1月15日

甲山形県最上郡金山町大字金山324番地1

金山町長

乙山形県新庄市中道町8番地12号

山形県LPガス協会最上支部

支 部 長

資料40 災害時の協力に関する協定書

金山町(以下「甲」と言う。)と東北電力株式会社新庄営業所(以下「乙」と言う。)は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 甲、乙は、大規模地震及び台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

(災害情報の提供)

第2条 甲、乙は、それぞれ相互に迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は、大規模な停電等が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間等の情報を甲に提供するものとする。

(市町村災害対策本部への社員の派遣)

第3条 大規模地震及び台風等による大規模な災害により停電等が発生、あるいは発生の恐れがあり、甲が災害対策本部を設置した場合、乙は必要に応じ甲が設置した災害対策本部に社員を派遣するものとする。

2 派遣された社員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

(電力設備の復旧)

第4条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関(総合病院)、災害復旧対策の中核となる官公署・避難場所等への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力設備の復旧にあたり、電源車等の復旧設備の使用については、乙の判断によるものとする。

(復旧作業に対する協力)

第5条 雪、なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

(資材置場等の確保に対する協力)

第6条 災害時において乙の電力復旧作業に必要な資材置場、駐車場およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努めるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成30年4月13日

甲最上郡金山町大字金山324番地1

金山町長

乙新庄市大手町1番20号

東北電力株式会社新庄営業所

所長

資料41 災害発生時の対応と平常時における高齢者等見守り活動の相互協力及び道路損傷等発見時の対応に関する協定

金山町(以下「甲」という。)と金山郵便局及び新庄郵便局(以下「乙」という。)は、金山町内に発生した地震その他による災害時の対応、平常時における高齢者等の見守り活動及び道路損傷等発見時の対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を定める。

(定義)

第1条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害をいう。
- (2) 高齢者等見守り活動とは、金山町内に居住する高齢者等が安心して暮らし続けるために必要な活動をいう。
- (3) 道路損傷等発見時の対応とは、金山町内の道路損傷等の情報提供により、交通事故等の未然防止を図り、道路交通の安全・安心を確保するための活動をいう。
- (4) 不法投棄発見時の対応とは、金山町内の不法投棄に係る情報提供により、生活環境及び自然環境の保全に寄与するための活動をいう。

(活動地域)

第2条 この協定による活動の対象地域は金山町内とし、乙が日常的に業務を行う地域とする。

(災害時の協力事項)

第3条 甲及び乙は、金山町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供
(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難者リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項^(注)
- (6) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (7) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート^{*}(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。 ※別添

2 前項に規定する協力事項に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、それぞれ協力要請をした者が、適正な方法により算出した金額を

負担する。

- 3 前項の負担について疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定する。

(見守り活動の協力事項)

第4条 乙は、金山町内における日常の業務を遂行中、高齢者等の日常生活で何らかの異変を察知した場合、業務に支障のない範囲で、速やかに甲に連絡、通報(以下「通報」という。)するものとする。

なお、特に緊急を要するときには、乙は消防又は警察に通報するものとする。

- 2 前項に係る経費は乙の負担とする。
- 3 甲は、通報を受けた場合には、速やかに関係機関と連携して、対象者の安否確認等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 甲は、本協定の趣旨を広報するなど、乙の活動が円滑に進むために必要な支援を行うものとする。
- 5 乙は、金山町内において見守り活動を実施するにあたり、協力可能な体制の整備を行うものとする。
- 6 乙は、業務従事者に対し、この協定の趣旨を周知し、円滑に見守り活動が行われるように努めるものとする。

(道路損傷等の情報連携事項)

第5条 乙は、日常業務を遂行する中で、次の各号に掲げる事項を発見した場合は、業務に支障のない範囲で甲に連絡するものとする。

(1)道路の陥没や段差損傷等

(2)不法投棄等

- 2 前項に係る経費は乙の負担とする。
- 3 甲は、乙から連絡を受けた場合は、速やかに現地を確認し、必要な措置を講ずることとする。

(免責)

第6条 乙は、第4条及び第5条の規定による活動を行うことができなかつた場合であっても、住民に生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

(情報等連絡体制の整備)

第7条 甲及び乙は、各種情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災会議・防災訓練への参力)

第8条 乙は、業務の遂行に支障のない範囲内で、甲が開催する防災会議及び防災訓練に参加するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲及び乙は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲金山町総務課長

乙金山郵便局長

(協定の効力及び更新)

第11条 この協定の有効期限は、締結日から2020年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙から異議の申し出がなかつた場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後も同様の効力を有するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙双方が署名押印の上、各自1通を保有する。

2019年5月27日

甲山形県最上郡金山町大字金山324-1

金山町長

乙山形県最上郡金山町大字金山460-12

日本郵便株式会社

金山郵便局長

乙山形県新庄市小田島町4-18

日本郵便株式会社

新庄郵便局長

資料42 災害に係る情報発信等に関する協定

金山町(以下「甲」という。)と金山郵便局及び新庄郵便局(以下「乙」という。)は、金山町内に発生した地震その他による災害時の対応、平常時における高齢者等の見守り活動及び道路損傷等発見時の対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を定める。

金山町及びヤフー株式会社(以下「ヤフー」という)は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という)を締結する。

(本協定の目的)

第1条 本協定は、金山町内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、金山町が金山町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ金山町の行政機能の低下を軽減させるため、金山町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

(本協定における取組み)

第2条 本協定における取組みの内容は、次の中から、金山町及びヤフーの両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) ヤフーが、金山町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、金山町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 金山町が、金山町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 金山町が、金山町内の避難勧告^{*}、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 金山町が、災害発生時の金山町内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 金山町が、金山町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- 2 金山町及びヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、金山町及びヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

(費用)

第3条 前条に基づく金山町及びヤフーの対応は、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 ヤフーは、金山町から提供を受ける情報について、金山町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法(提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む)により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、金山町及びヤフーは、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、金山町及びヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、金山町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和元年12月27日

金山町：山形県最上郡金山町大字金山324番地1
金山町長

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役社長

資料43 災害時等における無人航空機の運用に関する協定

金山町（以下「甲」という。）と星川建設株式会社（以下「乙」という。）は、乙の社会的貢献活動の一環として実施する災害時等における無人航空機の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、金山町内において自然災害や大規模事故、武力攻撃事態等のほか、町民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙に対して無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第2項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）による協力を要請する際に必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 協力要請の内容は、無人航空機を活用して被災状況の情報収集や被災者の捜索・救助等を行うこと（以下「協力活動」という。）とする。

（協力の要請手続）

第3条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとし、乙は、甲の要請に基づき、可能な限り協力に応じるものとする。

2 前項に定める甲の協力要請は、次に掲げる事項を記載した文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 要請理由
- (2) 要請内容
- (3) 履行の場所
- (4) 履行の期日又は期間
- (5) 現場指揮者の所属、職・氏名及び連絡先
- (6) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定による協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、また、協力の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

（協力活動の実施）

第4条 甲の要請に応じ、活動のため現場に到着した乙の構成員は、前条に定める協力の要請時に甲が連絡する現場指揮者の指示に従い、行動するものとする。

（安全の確保）

第5条 甲は、その要請を受けて協力する乙の構成員に対し、協力の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

（協力活動の報告等）

第6条 乙は、第2条の規定に基づく協力活動を実施したときは、当該活動の完了後速やかに、その実施した活動内容等を甲に報告するものとする。

2 乙の協力活動により撮影した成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属するものとする。

（著作権の譲渡）

第7条 乙は、甲に対し前条第2項の成果品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条第1項に規定する著作権をいう。）を譲渡するものとする。

2 前項の著作権は、前条第1項の規定による報告の際に乙から甲に移転するものとする。

3 乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し、著作者人格権（著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。

（費用の負担）

第8条 第2条の規定に基づく協力活動に関する経費は、甲乙協議のうえ決定する。

（協定業務の責任負担）

第9条 この協定に基づく協力活動における事故発生時の一切の責任は乙が負い、乙の名において誠実に処理しなければならない。

2 乙は収集した情報の正確さに最大限配慮し、その情報の利用については、甲の指揮者が判断を行い、乙に責任を問わない。

（平常時の乙の準備）

第10条 乙は、協力活動を円滑に行うために、活動目的に応じた無人航空機の運用方法等をマニュアルに定めるとともに、甲が行う操作・訓練の指導・助言を行い、甲が無人航空機を活用できるよう情報提供を行うものとする。また、平常時から乙の構成員に対し本協定の普及啓発に努め、災害時等における乙の構成員間の緊急連絡体制を整備するものとする。

（訓練の参加）

第11条 乙は、この協定による活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

（実施細目）

第12条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定める。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（情報共有等）

第14条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するために、定期的に情報共有及び協議を行うものとする。

（有効期間）

第15条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1ヶ月前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは期間満了の日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年1月8日

甲山形県最上郡金山町大字金山324番地1
金山町長

乙山形県最上郡金山町大字金山1939番地
星川建設株式会社
代表取締役

資料44 災害時等における無人航空機の運用に関する協定

金山町（以下「甲」という。）と白岩土木建築株式会社（以下「乙」という。）は、乙の社会的貢献活動の一環として実施する災害時等における無人航空機の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、金山町内において自然災害や大規模事故、武力攻撃事態等のほか、町民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙に対して無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第2項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）による協力を要請する際に必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 協力要請の内容は、無人航空機を活用して被災状況の情報収集や被災者の捜索・救助等を行うこと（以下「協力活動」という。）とする。

（協力の要請手続）

第3条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとし、乙は、甲の要請に基づき、可能な限り協力に応じるものとする。

2 前項に定める甲の協力要請は、次に掲げる事項を記載した文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

(1) 要請理由

(2) 要請内容

(3) 履行の場所

(4) 履行の期日又は期間

(5) 現場指揮者の所属、職・氏名及び連絡先

(6) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定による協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、また、協力の必要なくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

（協力活動の実施）

第4条 甲の要請に応じ、活動のため現場に到着した乙の構成員は、前条に定める協力の要請時に甲が連絡する現場指揮者の指示に従い、行動するものとする。

（安全の確保）

第5条 甲は、その要請を受けて協力する乙の構成員に対し、協力の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

（協力活動の報告等）

第6条 乙は、第2条の規定に基づく協力活動を実施したときは、当該活動の完了後速やかに、その実施した活動内容等を甲に報告するものとする。

2 乙の協力活動により撮影した成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属するものとする。

(著作権の譲渡)

第7条 乙は、甲に対し前条第2項の成果品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条第1項に規定する著作権をいう。）を譲渡するものとする。

2 前項の著作権は、前条第1項の規定による報告の際に乙から甲に移転するものとする。

3 乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し、著作者人格権（著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。

(費用の負担)

第8条 第2条の規定に基づく協力活動に関する経費は、甲乙協議のうえ決定する。

(協定業務の責任負担)

第9条 この協定に基づく協力活動における事故発生時の一切の責任は乙が負い、乙の名において誠実に処理しなければならない。

2乙は収集した情報の正確さに最大限配慮し、その情報の利用については、甲の指揮者が判断を行い、乙に責任を問わない。

(平常時の乙の準備)

第10条 乙は、協力活動を円滑に行うために、活動目的に応じた無人航空機の運用方法等をマニュアルに定めるとともに、甲が行う操作・訓練の指導・助言を行い、甲が無人航空機を活用できるよう情報提供を行うものとする。また、平常時から乙の構成員に対し本協定の普及啓発に努め、災害時等における乙の構成員間の緊急連絡体制を整備するものとする。

(訓練の参加)

第11条 乙は、この協定による活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

(実施細目)

第12条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定める。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(情報共有等)

第14条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するために、定期的に情報共有及び協議を行うものとする。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1ヶ月前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは期間満了の日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年1月8日

甲山形県最上郡金山町大字金山324番地1
金山町長

乙山形県最上郡金山町大字金山920番地6
白岩土木建築株式会社
代表取締役

資料45 災害時等における無人航空機の運用に関する協定

金山町（以下「甲」という。）と有限会社星輪（以下「乙」という。）は、乙の社会的貢献活動の一環として実施する災害時等における無人航空機の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、金山町内において自然災害や大規模事故、武力攻撃事態等のほか、町民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙に対して無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第2項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）による協力を要請する際に必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 協力要請の内容は、無人航空機を活用して被災状況の情報収集や被災者の捜索・救助等を行うこと（以下「協力活動」という。）とする。

（協力の要請手続）

第3条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとし、乙は、甲の要請に基づき、可能な限り協力に応じるものとする。

2 前項に定める甲の協力要請は、次に掲げる事項を記載した文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 要請理由
- (2) 要請内容
- (3) 履行の場所
- (4) 履行の期日又は期間
- (5) 現場指揮者の所属、職・氏名及び連絡先
- (6) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定による協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、また、協力の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

（協力活動の実施）

第4条 甲の要請に応じ、活動のため現場に到着した乙の構成員は、前条に定める協力の要請時に甲が連絡する現場指揮者の指示に従い、行動するものとする。

（安全の確保）

第5条 甲は、その要請を受けて協力する乙の構成員に対し、協力の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

（協力活動の報告等）

第6条 乙は、第2条の規定に基づく協力活動を実施したときは、当該活動の完了後速やかに、その実施した活動内容等を甲に報告するものとする。

2 乙の協力活動により撮影した成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属するものとする。

（著作権の譲渡）

第7条 乙は、甲に対し前条第2項の成果品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条第1項に規定する著作権をいう。）を譲渡するものとする。

2 前項の著作権は、前条第1項の規定による報告の際に乙から甲に移転するものとする。

3 乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し、著作者人格権（著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。

（費用の負担）

第8条 第2条の規定に基づく協力活動に関する経費は、甲乙協議のうえ決定する。

（協定業務の責任負担）

第9条 この協定に基づく協力活動における事故発生時の一切の責任は乙が負い、乙の名において誠実に処理しなければならない。

2 乙は収集した情報の正確さに最大限配慮し、その情報の利用については、甲の指揮者が判断を行い、乙に責任を問わない。

（平常時の乙の準備）

第10条 乙は、協力活動を円滑に行うために、活動目的に応じた無人航空機の運用方法等をマニュアルに定めるとともに、甲が行う操作・訓練の指導・助言を行い、甲が無人航空機を活用できるよう情報提供を行うものとする。また、平常時から乙の構成員に対し本協定の普及啓発に努め、災害時等における乙の構成員間の緊急連絡体制を整備するものとする。

（訓練の参加）

第11条 乙は、この協定による活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

（実施細目）

第12条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定める。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（情報共有等）

第14条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するために、定期的に情報共有及び協議を行うものとする。

（有効期間）

第15条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1ヶ月前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは期間満了の日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年1月8日

甲山形県最上郡金山町大字金山324番地1
金山町長

乙山形県最上郡金山町大字金山2109番地31
有限会社星輪
代表取締役社長

資料46 災害時における飲料水の提供に関する協定

金山町（以下「甲」という。）と株式会社小野商会ウォーターネット山形月山（以下「乙」という。）は、金山町全域での地震、風水害等による大規模災害（以下「災害」とおいう。）」時に必要な飲料水の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害等が発生し、または発生するおそれがある場合に必要な物資を迅速かつ円滑に甲へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、飲料水を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、飲料水の提供を要請することができる。

- (1) 町域で災害が発生し、または発生するおそれがある場合
- (2) 前項の要請を受けたときは、乙は社会貢献の一環として、可能な範囲において、甲に対し、飲料水を無償供給するものとする。なお、無償供給可能な範囲は次のとおりとする。
 - ・ウォーターネットボトルドウォーター120×100本
 - ・ウォーターサーバー10台

(3) その他町長が特に必要と認めた場合

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、後日速やかに文書を交付するものとする。

（提供の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、飲料水の優先的な提供及び運搬に対する協力を努めるものとする。

（飲料水の引渡し）

第4条 飲料水の引渡しは、原則として、甲が指定した場所とする。

2 飲料水の引渡し場所までの運搬は、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙が指定する者が行うことができる。また、甲は乙に対し、必要に応じて甲が行う運搬の協力を求めることができる。

3 乙は、甲に対する飲料水の引渡しが完了したときは、その設置状況等について、甲へ文書をもって報告するものとする。

（連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、防災協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

（有効期限）

第6条 この協定の有効期間は、令和2年6月11日から令和3年3月31日までとする。ただし、この期間満了の3箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年6月11日

甲山形県最上郡金山町大字金山324番地1
金山町長

乙山形県新庄市本町1番2号
株式会社小野商会ウォーターネット山形月山
代表取締役社長

資料47 災害時等における電動車両及び給電装置に関する協力協定

山形県金山町（以下「甲」という。）と山形三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び有限会社笹原自動車工場（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は金山町内で自然災害や大規模停電、その他町民の生命・身体及び財産に重大な被害が生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合において、甲が、乙に対して電動車両（以下「車両」という。）及び車両からの給電を行う装置（以下「給電装置」という。）の貸与を要請する際に必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等の応急対応や災害復興のために車両及び給電装置を必要とするとき、乙に対して車両及び給電装置の貸与を要請（以下「協力要請」という。）するものとする。ただし、乙が休日により連絡が不可能な場合は、丙に協力要請をするものとする。

（協力要請方法）

第3条 甲が乙に協力要請するにあたっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって連絡するものとし、乙は車両及び給電装置の手配を行うものとする。事後、甲は協力要請書を乙に提出するものとする。

- (1) 協力要請を行った者の職・氏名
- (2) 車両及び給電装置の貸与を必要とする場所
- (3) 現地担当者の職・氏名
- (4) 協力要請の理由
- (5) 協力要請する車種及び台数
- (6) 協力要請の期日及び引き渡し場所
- (7) その他必要な事項

（協力）

第4条 甲からの協力要請があった場合には、乙は速やかに車両及び給電装置を確保し、危険性等を考慮し可能な範囲内で甲に貸与するものとする。

- 2 乙は、協力要請に基づき、引き渡し場所へ車両及び給電装置を搬送するものとする。
- 3 甲は、車両及び給電装置の安全な輸送路の選択及び通行に協力するものとする。
- 4 引き渡しの日時については、甲と乙が協議して決定するものとする。

（使用上の留意事項）

第5条 甲は、乙より貸与を受けた車両及び給電装置を以下のとおり使用するものとする。

- (1) 使用条件を守り、安全な場所で使用する。
- (2) 金山町内において使用する。
- (3) 車両及び給電装置が故障若しくは何らかの理由により使用できなくなった場合は、乙に速やかに連絡をする。

(補償)

第6条 車両及び給電装置の使用若しくは協力要請中に発生した損害の発生については、以下のとおり扱うものとする。

- (1) 事故等により、甲及び乙が第三者に与えた物的及び人的被害については、その損害に帰責事由がある者が補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明の場合は、甲及び乙が協議のうえ、その賠償にあたるものとする。
- (2) 車両及び給電装置の引き渡しの往復路における事故により第三者に与えた物的及び人的被害については、乙が補償責任を負うものとする。
- (3) 車両及び給電装置の故障、車両物損等の修理費用の負担割合については、甲及び乙が協議し決定するものとする。

(実績報告)

第7条 乙は、本協定第3条の規定により車両及び給電装置を貸与した場合は、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって、甲に報告するものとし、事後、乙は実績報告書を甲に提出するものとする。

- (1)貸与した車両及び車両登録番号
- (2)貸与した場所
- (3)貸与した日数及び走行距離
- (4)その他必要な事項

(費用の負担)

第8条本 協定に基づく車両及び給電装置の貸与に係る費用については無償とする。ただし、貸与日数が7日を超える場合には、8日目以降は、甲が車両及び給電装置一式について費用を負担するものとし、車種別の日単価については、甲と乙が別途協議する。

(費用の決定)

第9条 前条に規定する費用については、災害等発生時の直前における適正価格を基準として、甲と乙が協議のうえ、決定するものとする。

(費用の支払)

第10条 乙は、前条の規定により決定した費用について、甲に請求するものとする。

- 2 甲は乙からの前項の請求があった場合、速やかに乙に支払うものとする。

(通知)

第11条 甲は、要請の内容等に関して重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとする。

(実施細目)

第12条 本協定を実施するために必要な事項については、甲及び乙が協議のうえ、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めない事項及び本協定の解釈に疑義が生じた場合については、実施細目に定める

もののほか、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1ヶ月前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは期間満了の日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲及び乙並びに丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年6月11日

金 山 町山形県最上郡金山町大字金山324番地1

金 山 町 長

山形三菱山形県山形市五十鈴3丁目1番6号

山形三菱自動車販売株式会社

代表取締役社長

協力要請休日対応

山形三菱登録販売店山形県最上郡金山町大字山崎332番地

最上会（金山地区）有限会社笹原自動車工場

代表取締役

資料48 災害時における燃料供給等に関する協定

金山町（以下「甲」という。）と金山農業協同組合（以下「乙」という。）は、金山町全域での地震、風水害等による大規模災害（以下「災害」という。）時における燃料供給等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、金山町内で災害等が発生した場合または発生するおそれがある場合において、甲が行う救援活動に対し、甲及び乙が相互に協力して町民生活の早期安定を図るため、乙の所有する燃料を甲へ供給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において、甲の指定する施設・車両等のうち特に必要であると認めたときは、乙に対し、燃料等の供給を要請することができるものとする。

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、後日速やかに文書を交付するものとする。

3 乙は、甲から燃料等の供給の要請があったときは、可能な範囲で燃料等の優先供給に努めるものとする。

（燃料等の種類）

第3条 甲が乙に優先供給を要請する燃料等は、ガソリン、軽油、灯油、A重油等とする。

2 その他緊急に必要なものについても、乙は支障のない範囲で優先供給に努めるものとする。

（費用の負担）

第4条 第2条の要請を受けて供給される燃料等の対価及び運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び運搬の費用については、甲乙協議して決定するものとする。

（協力体制の整備）

第5条 甲及び乙は、災害時等における円滑な協力体制を整備するため、平時より必要に応じて、相互の防災対策の整備状況等について、情報の交換等を行うものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、令和2年9月29日から令和3年3月31日までとする。ただし、この期間満了の3箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（実施細則）

第7条 この協定の実施に関し必要な手続きその他の事項は、甲乙協議して実施細目で定めるものとする。

（協議事項）

第8条 本協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年9月29日

甲山形県最上郡金山町大字金山324番地1
金山町長

乙山形県最上郡金山町大字金山456番地30
金山農業協同組合
代表理事組合長

資料49 重要凶悪事件等発生時における行政情報放送の活用に関する協定書

金山町と山形県新庄警察署は、金山町や金山町に隣接する場所等において、連続発生のおそれのある殺人等の重要凶悪事件等（以下「重要凶悪事件等」という。）が発生した場合、同種事件の続発を防ぎ、更なる被害が町民に生じることを防止するため、具体的な情報を迅速かつ確実に、金山町が保有する行政情報放送（以下「行政情報放送」という。）による広報について、ここに協定書を取り交わす。

- 一、連続発生のおそれのある重要凶悪事件等が発生した場合、新庄警察署は、金山町に対して必要な情報提供を迅速かつ確実に行う。
- 一、新庄警察署長は、重要凶悪事件等が発生し、町民に被害を及ぼすおそれのある場合は、金山町長に行政情報放送での放送依頼をするものとする。この場合において、金山町長は、速やかに行政情報放送による放送を行い、町民に周知するものとする。
- 一、その他生命、身体及び財産に重大な危険を及ぼすおそれのある犯罪、生命に危険が及ぶおそれのある高齢者等の行方不明事案、子ども対象犯罪や特殊詐欺の前兆事案、重大交通事故が発生した場合の活用については、双方慎重に合議の上、放送の有無を決定することとする。
- 一、上記放送の連絡窓口を、金山町は町民税務課長、新庄警察署は各主管課長とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、各自署名の上、各1通を保有する。

令和3年12月15日

金山町長

新庄警察署長

資料50 大規模水害時等における金山町上台地区住民等の広域一時滞在に関する覚書

新庄市長と金山町長は、大規模水害時等における金山町上台地区住民及び同地区に滞在する者等（以下「金山町上台地区住民等」という。）の災害対策基本法に基づく広域一時滞在（以下「広域一時滞在」という。）について、次のとおり覚書を取り交わす。

（趣旨）

第1条 この覚書は、新庄市長及び金山町長が大規模水害時等に金山町上台地区住民等の広域一時滞在を円滑に実施するため、必要な事項を定める。

（基本的事項）

第2条 大規模水害時等に金山町長が広域一時滞在の必要があると認め、金山町上台地区住民等の受入れについて、新庄市長に協議した場合において、新庄市長は金山町上台地区住民等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、金山町上台地区住民等を受け入れるものとする。

2 新庄市長は、前項の規定により金山町上台地区住民等を受け入れるものとしたときは避難所を提供するものとする。

（広域一時滞在の協議）

第3条 金山町長から新庄市長への広域一時滞在の協議は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（避難所の運営等）

第4条 避難所の運営は金山町長が行うものとする。ただし、体制が整わない場合は、新庄市長に応援を要請し、新庄市長はその要請に応ずるものとする。

（経費の負担）

第5条 広域一時滞在の受入れに要した経費は、法令その他別に定めがある場合を除き、金山町長の負担とする。

（覚書に係る協議）

第6条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、新庄市長と金山町長が協議して決定する。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、新庄市長及び金山町長が署名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年8月20日

新庄市長

金山町長

資料51 避難路一覧(町道)

路線番号	路線名	実延長	最小車道幅員
0001	十日町羽場線	459.67m	5.5m
0002	山崎七日町線	832.72m	6m
0003	羽場凝山線	3117.28m	3.85m
0004	朴山長野線	2643.62m	3.75m
0005	飛森谷口線	2363.42m	4m
0006	中田杉沢線	2910.67m	3m
0007	田尻杉沢線	3270.03m	4m
0008	地境柳原線	447.2m	6m
0010	金山田茂沢線	2955.79m	2.8m
0011	金山安沢線	2544.22m	1.65m
0012	山崎松の木線	2430.59m	4m
0050	七日町線	304.17m	7.8m
0051	公園地羽場線	313.65m	5.5m
0052	金山杉沢線	2736.83m	1m
0053	飛森朴山線	1415.7m	3.5m
0054	荒屋朴山線	1289.27m	1.95m
0055	西山崎線	901.96m	2.65m
0056	朴山野板橋線	2043.31m	2.27m
0057	谷口分校線	643.93m	3.7m
0058	日当堂坂線	1477.75m	6m
0059	外沢杉沢線	1713.96m	3.5m
0060	杉沢線	2045.99m	2.5m
0061	柳原下向線	1815.86m	5.7m
0062	宮赤沢線	1354.04m	3.2m
0063	松の木枡沢線	2469.93m	2.7m
0064	片貝岩円線	899.5m	3.7m
0065	上台下野明線	1660.03m	2.2m
0100	上河原線	581.82m	3.5m
0101	金山小学校線	154.39m	3.5m
0102	大堰線	147.64m	1.2m
0103	八幡線	123.67m	1.64m
0104	八幡公園線	145.58m	2.5m
0105	裏町線	348.58m	2.5m

0106	川原町線	179.28m	2m
0107	十日町線	333.43m	1.35m
0108	町浦線	325.84m	1.55m
0109	中通線	136.95m	3m
0110	久保線	65.1m	3m
0111	大柳線	330.48m	1.65m
0112	七日町内町線	470.86m	4.7m
0113	内町線	181.84m	2m
0114	前田表線	341.06m	2.6m
0115	柳町愛宕線	224.53m	3m
0116	金山荒屋線	1165.43m	2.1m
0117	柳町1号線	382.34m	1.8m
0118	柳町2号線	118.58m	2.35m
0119	羽場魚清水線	1672.25m	1.5m
0120	魚清水線	1032.53m	1.7m
0121	羽場寺山線	449.93m	1.75m
0122	羽場公園線	304.13m	1.5m
0123	中の森線	1712.52m	2.9m
0124	飛森田屋線	408.91m	1.3m
0125	公園地飛森線	288.72m	3.8m
0126	飛森堤線	702.33m	1.25m
0127	荒屋線	855.08m	1.5m
0128	荒屋猪の沢	1999.59m	1.17m
0129	凝山線	198.56m	4.1m
0130	上大又線	448.94m	3m
0131	大又外裏線	148.9m	3m
0132	大又中線	61.04m	4m
0133	大又川向線	284.88m	1.85m
0134	下大又線	800.05m	1.5m
0135	持越凝山線	1699.76m	2.03m
0136	持越線	259.71m	4m
0137	持越野田線	166.77m	3.8m
0138	朴山荒屋野線	1224.52m	3.3m
0139	朴山線	98.93m	3.05m
0140	朴山分校線	218.86m	1.6m
0141	野中板橋線	1105.91m	1.7m

0142	板橋開拓線	869.48m	1.3m
0143	板橋線	255.88m	3m
0144	朴山板橋線	1259.63m	3.15m
0145	西の沢朴山線	551.92m	1.52m
0146	板橋長野線	869.97m	1.5m
0147	上長野線	312.17m	1m
0148	下長野線	239.87m	2.16m
0149	手代森線	535.38m	2.25m
0150	谷口長野線	2250.1m	1.85m
0151	谷口銀山線	3031.09m	1.6m
0152	谷口堂坂線	964.05m	2.3m
0153	漆野線	341.79m	2.8m
0154	漆野後川線	5027.74m	0.56m
0155	春木線	806.56m	1.4m
0156	子蟬黒岩線	889.64m	2.05m
0157	下中田小蟬線	1827.49m	1.2m
0158	下中田線	66.91m	4.3m
0159	八幡下線	81.33m	3m
0160	主寝坂峠線	1772.23m	2.9m
0161	外沢山線	1619.72m	2.3m
0162	杉沢山線	961.46m	2.4m
0163	入有屋線	267.62m	2.4m
0164	大清水線	217.7m	3.1m
0165	柳原線	724.11m	3.7m
0166	柳原杉沢線	361.87m	4m
0167	神室放牧場線	178.25m	3.1m
0168	下向線	380.47m	1.6m
0169	下向公園線	94m	2m
0170	栃木線	206.09m	1.8m
0171	金山水道線	598.06m	2m
0172	地境線	215.23m	2.1m
0173	有屋小学校線	418.83m	3m
0174	小屋線	283.03m	3m
0175	稻沢小屋線	505.72m	3m
0176	稻沢線	703.43m	3m
0177	稻沢中線	47.68m	3m

0178	蒲沢線	302.26m	2.2m
0179	蒲沢台山線	1700.74m	2.25m
0180	入田茂沢線	3530.3m	1.5m
0181	上田茂沢線	209.38m	2.63m
0182	下田茂沢線	167.38m	1.5m
0183	焼山線	1285.24m	0.25m
0184	安沢平林線	364.18m	2.8m
0185	上安沢線	80.68m	3.2m
0186	安沢中線	169.69m	2.2m
0187	下安沢線	269.88m	2.9m
0188	安沢久保線	398.81m	2.4m
0189	松の木線	224.77m	4m
0190	竹林線	178.72m	3.1m
0191	柘沢ダム線	6836.48m	1.3m
0192	岩円線	1174.13m	1.05m
0193	片貝線	480.12m	3.7m
0194	片貝中線	523.48m	3.4m
0195	片貝広表線	740.31m	2.9m
0196	下野明金堀沢線	2343.19m	1.9m
0197	下野明橋桃の木橋線	533.47m	2.53m
0198	下野明線	296.13m	3m
0199	明安水道線	409.04m	1.6m
0200	下野明檜台線	815.81m	2.6m
0201	下野明安沢線	1397.65m	4m
0202	檜台横沢線	780.16m	1.5m
0203	向山線	367.22m	4m
0204	山崎向山線	328.16m	5.5m
0205	下野明山崎線	325.83m	2.6m
0206	山崎横沢線	1103.35m	3.6m
0207	東山崎線	172.44m	1.7m
0208	上台橋下野明線	787.24m	2m
0209	向原線	318.1m	4.05m
0210	藁防野線	631.94m	3.63m
0211	下台線	671.3m	2.75m
0212	上台大又線	1364.27m	2.8m
0213	西上台線	107.58m	4.05m

0214	上台下田表線	257.03m	2.4m
0215	上台前山線	1193.85m	2.5m
0216	上荒屋線	332.51m	1.85m
0217	春木下線	179.44m	1.5m
0218	中田小学校線	450.27m	4m
0219	松の木檜台線	330.71m	2.5m
0220	手代森朴山線	595.13m	2.3m
0221	西板橋線	111.1m	2.05m
0222	柳町3号線	119.82m	2.1m
0223	柳町4号線	205.43m	4.2m
0224	羽場線	110.71m	3m
0225	荒屋向野線	698.81m	5.5m
0226	柳町5号線	58.53m	0.9m
0227	南沢線	214.32m	2.5m
0228	上檜台線	447.9m	2m
0229	下檜台線	381.74m	3m
0230	下中田八幡線	179.08m	3.1m
0231	内町中線	101.14m	3m
0232	中下線	161.45m	1.4m
0233	荒屋中線	124.94m	1.1m
0234	上山崎線	559.77m	2.5m
0235	下山崎線	417.09m	1.67m
0236	地境中線	130.51m	6.3m
0237	凝山支線	39.74m	2m
0238	下柳原線	99.91m	1.13m
0239	大又線	101.46m	1.75m
0240	荒屋西線	132m	4m
0241	板橋野線	161.98m	3m
0242	朴山中線	86.13m	3m
0243	田尻線	143.3m	2.2m
0244	大清水カム口線	159.54m	3.5m
0245	大又東線	46.22m	3.5m
0246	公園地線	312.43m	4m
0247	板橋中線	176.2m	3.7m
0248	三枝開拓線	147.79m	2m
0249	神室湖線	4294.82m	2.95m

0250	神室山線	1112.67m	3m
0251	手代森松沢線	106.63m	1.5m
0252	蒲沢一の倉線	1777.22m	4.5m
0253	安沢公園線	150.24m	3.6m
0254	安沢前田表線	267m	1.2m
0255	金山川河川公園線	170.22m	4.5m
0256	南山崎線	670.51m	2.5m
0257	檜台道下線	133.26m	2.5m
0258	下野明中線	184.3m	3m
0259	内町公民館線	112.4m	2m
0260	飛森山線	480.88m	7.25m
0261	水尻線	144m	4m
0262	春木川前線		
0263	金山久保線	129.16m	8.99m
0264	久保1号線	142.38m	5m
0265	久保2号線	58.39m	5m
0266	久保3号線	48.91m	5m
0267	入有屋中線	215.29m	2.3m
0268	内町前田表線	96.5m	2.4m
0269	上台西線		1.5m
0270	下上台線		1.7m
0271	片貝浦線	194m	3.05m
0272	山崎朴山野線	1161.71m	6m
0273	朴山野長野線	1141.94m	6m
0274	内町前田表南線	94.05m	3.1m
0275	久保南線	70.15m	2.3m
0276	片貝上田表線		
0277	上野線	25m	8m
0278	上河原裏町線	57m	3.61m
0279	上田尻線		
0280	下荒屋線	78m	3m